

行後五年経過後に、事業支配力の過度集中を防止する観点から、設立等が禁止される持株会社の範囲、大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。

また、政府は、昨年三月末に閣議決定した規制、大規模会社の株式保有総額制限等について検討し、平成十三年度中に結論を得て、平成十四年度中に所要の措置を講ずることとしております。

今回は、これらの閣議決定等を踏まえ、会社の株式保有の制限に関する規定の改正を行うべく、また、これに併せて書類の送達規定等についての規定の整備及び法人等に対する罰金の上限額の引き上げを行つたため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、大規模会社の株式保有総額の制限に関する規定を廃止することとしております。

第二に、現行の持株会社規制を、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する規制に改めることとしております。

第三に、金融会社による他の国内の会社の議決権保有制限の対象範囲を縮減することとしております。

第四に、書類の送達について、外国における送達規定である民事訴訟法第百八条の規定を新たに準用する等、書類の送達規定等についての規定の整備を行うこととしております。

第五に、私的独占、不当な取引制限等の違反について、法人等に対する罰金の上限額を五億円に引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に

関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でござります。
御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

〔本田良一君登壇、拍手〕

○本田良一君 私は、先ほど議長選挙におきまして新議長を選出をされました倉田議長の御指名によりまして、ただいまこの本会議場に登壇できます。

民主党・新緑風会、本田良一でございます。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

米国のハーバード大学教授マイケル・E・ポーター氏は、最近の著作の中で、戦後の日本においては、世界市場において激しい競争にさらされた輸出企業と、そのような環境には置かれて規制に守られた国内企業が並列的に存在をしてきたという趣旨のことを述べております。このポーター氏の著作の題名「キャン・パン・カンピート」をそのまま訳いたしますと、「日本は果たして競争できるのか」ということになります。今の日本の一番痛いところをついた言葉だと思います。

日本は自由主義経済の国と言いかながら、戦後長く官と特殊法人による護送船団行政が行われてきました。その結果、激しい競争にさらされることのなかつた生産性と効率の低い産業分野が温存をされました。日本経済全体の構造的な転換が遅れたことが、現在の日本経済停滞の根本原因であると考えます。日本における生産や生活のコストが諸外国に比べて高く、日本の国際競争力が年々低下しつつあるのもこの影響が大きいと考えます。

また、地政学的に見ますと、我が国周辺のアジアにおける役割は大変大きい、これをまず自覚すべきであります。アジアにおける自由貿易を推進する旗手とならなければならない。そのためには、まず日本が眞の自由主義経済の国にならなければなりません。アジアにおける自由貿易

そのためには、経済活動に対する様々な事前規制を廃止し、官が独占している業務であっても、民でやれることは民に開放する自由な経済活動のグラウンドを広げることが重要であります。しかし、自由な経済活動は、しばしば独占につながり、かえつて自由な経済活動を阻害するという自己矛盾に陥ることもあります。そこで、事後規制の必要性が生じます。ここに公正取引委員会の大好きな役割があるのであります。

日本の独占禁止法は戦後にスタートしたにすぎません。欧米に比べて歴史が浅く、しかも不徹底であります。建設談合一つ取つてみても、現在に至るまで全国に広く存在をしています。これは国民が広く知るところであります。

小泉総理は、昨年五月、第百五十一国会の所信表明の演説の中で、「市場の番人たる公正取引委員会の体制を強化し、二十一世紀にふさわしい競争政策を確立します。」と述べておられます。この全体的な趣旨には賛成であります。しかし、私は、言葉の揚げ足を取るわけではありませんが、せんせんと思いません。どこへでも出掛けしていく、自由主義市場を貫徹するための先兵となるべきではありません。自由競争を日本全国津々浦々まで行き渡らせる、そういう気概を持って職に当たるべきであります。市場の番人として公正取引委員会を強化するのではなく、市場の先兵としてそれなりの陣

ます。

今回の法改正に間に合わせとも、来年以降の改正として検討されているものはあるのでしょうか。それとも、今回の法改正、すなわち罰金額の引上げでその対応はおしまいでしまうか。石原規制改革担当大臣、公正取引委員長にお伺いをいたします。

次に、罰金額の引上げについてお伺いをいたします。

今回の法改正は、従来一億円であった罰金刑の上限を五億円に引き上げるものであります。別に罰金制度があり、違反企業は悪質なケースについて課徴金と罰金を払うことになります。脱税事

す。

今回の独禁法改正は、政府の規制改革推進三か

年計画に基づいて、それにこたえる形で法改正されるものであります。同計画は、平成十三年三月三十日、閣議決定をされ、その後、今年三月二十九日に改定されたものであります。

この三か年計画は、公正取引委員会に対し、十項目にわたってその実施を求めております。今回の法改正は、その中のわずかな二項目についてこたえたものであります。一つは、いわゆる一般集中規制項目に対し、いま一つは、カルテル・談合に対する執行の強化という項目に対して、罰金の上限を引き上げるなどの若干の対応を取ったものであります。

私は、先ほども述べましたとおり、公取は市場の番人などまるべきではないという観点から、このカルテル・談合に対する執行の強化という内閣府の総合規制改革会議の指摘項目に対し、公正取引委員会がどこまで踏み込めるのかを大変重視をしております。今回の罰金額の引上げ程度の法改正では誠に不十分と考えます。

そこで、政府にお伺いをいたします。

このカルテル・談合に対する執行の強化に関して、政府は今回の法改正も含めて、今までの公取の対応に満足しておられるのでしょうか。その評価をお伺いをいたします。

さらに、執行の強化に関連をして、公正取引委員会にもお伺いをいたします。

官報(号外)

件を例に取つて粗っぽい比較をすれば、脱税分の税金を納めるのは課徴金であり、重課税などとして懲罰的に追加的に取られるのが罰金であります。課徴金のほかに罰金を科すことが違反企業にとって大きな戒めになり、市場に対する厳しい警鐘となるのであります。

ところが、現在、一億円の上限にかかわらず、一社当たり六千万円の判決が最高であります。このような実績、罰金の上限を五億円に引き上げても、果たしてどうなるのか、本当に企業に対する警告、制裁になるのか。課徴金を含めて、措置制度全体、司法も含めた全体の見直しが必要ではないでしょうか。公正取引委員長にお伺いをいたします。

やはり規制改革推進三か年計画において公取に求められた改革項目として、入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入があります。いわゆる官製談合の問題です。

一〇〇〇年に起つた北海道庁における談合事件、日本下水道事業談合事件など、官製談合事件が大きな社会問題と化しております。公共工事入札などで国や地方の官公庁の発注担当者が受注業者を割り振ったり予定価格を漏らす事例が日常的に行われているという実態が日弁連の調査でも明らかになっております。また、内閣が行つた世論調査においても、半数以上の国民が入札談合の取締りが不十分であると答えております。

公正取引委員会の排除勧告については、これまで事業者のみが対象となつてゐるために官製談合を防止する効果が乏しかったことから、発注者側であるべき官に対し公正取引委員会が改善措置命令を行えるようにするために官製談合べきと考えます。民主党では、こうした内容を含む官製談合防止法案を昨年国会に提出をしております。

政府としては、この官製談合の問題についてどのような対応を図るつもりか、官房長官にお伺いをいたします。

また、現実には、現下の厳しい経済情勢の下で苦しい経営を迫られている数多くの下請中小企業が存在をいたします。週末発注や不当な価格設定など、不公平な取引を放置をして公正な競争は決して成り立ちません。毎年、千件を超える下請法違反事件が起きていますが、そのうちのほとんどが公正取引委員会からの警告にとどまっております。法律で定められた勧告処分はわずかな件数にすぎず、違反行為に対して十分な取組がなされているとは言えません。

民主党は、昨年の臨時国会で下請代金支払遅延等防止法改正案を提出し、その発議者に私もなっております。保護される下請仕事の範囲を映像、デザイン、プログラムなどの知的成果物や役務の提供に広げたり、罰金額を引き上げをすることなど新たに提案をしております。今国会も再提出をしておりますが、これについて、経済産業大臣、公正取引委員長にお伺いをいたします。

日本が真の自由主義経済の国にならない、日本にはなかなか公正な競争社会が実現しない大きな理由として、公正取引委員会の独禁法運用の甘さ、非力さを指摘する声があります。法律上では厳しい刑事罰が定められていても、実際に刑事告発するケースが極めて少ない。反競争的な行為に対する公取による刑事告発は、一九九〇年から二〇〇〇年までの十年間にたつた六件しかありません。

日本の独禁法運用が弱体であると諸外国の指摘する理由の一つとして、訴訟による解決ではなく、行政指導あるいは処分に頼つてゐるとする指摘があります。平成十二年度の実績を見ても、公正取引委員会が勧告あるいは警告などの行政手段によつては、公取委員会が公取の対応は甘過ぎると思いますが、与えられた権限の問題もあるやと聞いておりますが、公正取引委員長にお伺いをいたします。

公正取引委員会の問題についてのお尋ねがございました。

まず、官房長官にお尋ねをいたします。

以上、幾つか論点を挙げてまいりましたが、最後に、公正取引委員会の機能を強化をし、公正な競争をより一層進めることは、日本経済全体の回復や国民の生活水準の向上のために不可欠でありますし、併せて国際社会における日本の立場を強化するものであることをここに改めて指摘させていただき、独禁法の一部改正法案に対する私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

【國務大臣福田康夫君登壇、拍手】

○國務大臣(福田康夫君) 本田議員にお答えいたします。

まず、市場の先兵としての、公正取引委員会の陣容と権限の問題についてお尋ねがございました。

公正取引委員会は、入札談合等の競争制限行為を排除すると同時に、規制改革に係る調査、提言等、我が国経済における競争環境の積極的な創造に向けた様々な取組を行つてゐるものと承知しております。

政府としては、先般改定された規制改革推進二年計画において、独占禁止法違反行為に対する調査権限を含む措置体系全体の見直しを検討していくこととしており、必要に応じて公正取引委員会の機能強化を図つてまいりたいと考えております。

また、公正取引委員会の陣容につきましては、平成十四年度予算において四十人の増員が図られたところであり、今後とも所要の体制整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる官製談合の問題についてのお尋ねがございました。

国、地方公共団体等の職員が入札談合等に関するいわゆる官製談合はあってはならないことであり、その防止を図ることは重要なことと認識しております。政府としては、与党三党における検討に協力してまいりましたが、その検討結果を尊重してまいります。

最後に公正取引委員会の位置付けについてのお尋ねがございました。

公正取引委員会の位置付けについては、昨年閣議決定した今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に基づき、政府としても、規制当局からの独立性、中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討しているところであります。今後、体制移行について具体的検討を急いでまいります。(拍手)

官 報 (号 外)

こうした観点から、公正取引委員会の位置付けについては、官房長官の御答弁にもございましたように、昨年のいわゆる骨太の方針においては、規制当局からの独立性・中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討し、競争環境の積極的な創造や市場監視の機能・体制を充実させるとしたところであります。こうした方向に基づきまして、今後、公正取引委員会の在り方にについて議論が深まるものと考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

る執行の強化に関して、今回の法改正を含めた現在までの公取の対応に関する評価についてのお尋ねがございました。規制改革担当大臣としての所感を述べさせていただきたいと思います。

規制改革を通じ競争を促進していく上で、自由かつ公正な競争を担保するための新たなルール作りや市場監視機能の強化等の競争環境整備は極めて重要であると考えております。

御指摘のように、今回の独占禁止法改正法案は、本年二月末に閣議決定されました規制改革三か年計画に基づき、カルテルに対する罰金刑の上限額を大幅に引き上げるなどの措置を講じているものでございます。さらに、同計画においては、カルテルに関する調査協力者に対して課徴金減額措置を導入すべきかどうかについての検討を本年中に行うことのほか、入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入について、立法府における法整備の動きがあることを踏まえ必要な検討を行うなど、数項目にわたる指摘をさせていただいているところでございます。

競争環境の整備は極めて重要なとの認識の下、今後とも、規制改革三か年計画に基づき、公正取引委員会において適切な措置が講ぜられるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣平沼赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(平沼赳氏君) 下請代金支払遅延等防止法改正法案についてのお尋ねがございました。

経済産業省といたしましては、従来から、公正取引委員会と相連携をいたしまして、下請代金法違反行為の未然防止のために強力に法執行を行っているところでございます。

審査をさせていただきました。そして、約一千八百件の立入検査を実施した上で、違反事実が確認された一千四百件につき所要の改善指導を行うなど、厳正に対処をさせていただいております。

これに加えまして、下請事業者をめぐる現下の厳しい状況にかんがみまして、昨年十月には、緊急下請取引適正化対策、これを策定をいたしまして、電気機械、輸送用機器など、リストラの進展で相談が急増している業種、約百五十社ございますけれども、これに対しまして特別立入検査・指導を実施する等、取締りの一層の徹底を図っているところでございます。

御指摘の下請代金支払遅延等防止法改正法案でございますけれども、同法の対象に役務提供委託を加えることなどを内容とするものと認識しておりますけれども、役務の委託取引における下請中小企業に対する不当な行為につきましては、独占禁止法によりまして厳正に対処すべきものでございまして、当省といたしましても、調査に努め、不當な行為を把握した場合には公正取引委員会に対して措置請求を行うなど、厳正に対処することにいたしております。

これら不當行為防止の努力を一層強化するとともに、御指摘の内容に関しましても、公正取引委員会と連絡、連携を取りまして、役務委託取引などの実態を十分に踏まえた上で慎重に検討すべきものと、このように考えております。(拍手)

(政府特別補佐人根來泰周君登壇 拍手)

まず、法執行の強化に関連して、来年以降の改えいたします。

正に係る検討についてのお尋ねでござりますが、経済構造改革における競争政策の役割の重要性にかんがみれば、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法の執行力の強化の方策について今後も検討を行っていくことが必要と考えております。

例えば、改定された規制改革推進三か年計画におきまして、厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての提言におきましても、執行力の強化についての具体的な指摘がなされておりますので、今後、関係各方面の御意見をいただいて、これらの検討を早急に行っていきたいと考えております。

次に、罰金刑の上限額の引き上げによる効果についてのお尋ねでございますが、法定刑の軽重は、違反行為に対する社会的非難の程度を表す指標の役割を果たすものでありまして、法人等に対する罰金の上限額を他の経済法令の中で最も高いものと同じ五億円に引き上げることにより、感銘力が高まり、違反行為に対する抑止力が向上するものと考えております。

独占禁止法違反行為に対して取られる措置制度全体、司法を含めた全体の見直しについてのお尋ねでござりますが、この措置制度全体等の見直しつきましては、さきに申し上げました規制改革推進三か年計画等を踏まえ、専門家の御意見を伺しながら、司法当局とも十分連絡を取りつつ検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下

請法の改正に関する民主党御提出の法案について
のお尋ねでござりますが、下請法の規定について
は、経済情勢の変化等に応じ常に検討していくべきものと認識しております。

なお、役務の委託取引において、委託先の中

事業者に対し不正に不利益を与える行為について
は、現行の下請法の対象とはなっておりません

が、これに対しては、独占禁止法の優越的地位の
濫用規制により厳正に対処していくとともに、下
請法の対象とすることについての妥当性につい
て、その取引実態を調査し、その結果を踏まえ
て、どのような対応が適当であるか判断したいと
考えております。

また、発注書面の交付義務違反等に対する罰金
の額が妥当なものかどうかは、違反抑止の観点か
ら常に検討すべきものと考えており、民主党御提
出の法案の内容については一つの御見解と考えて
おります。

次に、刑事告発が少なく、行政処分や行政指導
に頼っているという対応は甘過ぎるのではないか
とのお尋ねでございますが、公正取引委員会とし
ましては、これまでも独占禁止法違反行為に対し
ては、同法の規定及び平成二年に公表いたしまし
た刑事告発に関する方針に基づき厳正に対処して
きており、国民生活に広範な影響を及ぼすと考え
られる要質かつ重大な事案等については積極的に
刑事処分を求めて刑事告発を行っているところで
あります。

刑事告発が少ない背景には権限の問題もあるの
ではないかとのお尋ねでございますが、調査権限
につきましては、措置体系全体の見直しの問題の
一つとして今後検討を行ってまいりたいと考えて
おります。

おります。

次に、公正取引委員会の体制についてのお尋ね
でございますが、公正取引委員会の体制につきま
しては、平成十四年度予算におきまして、独占禁
止法違反事件に対する執行力の強化等に資するた
め、四十人の増員が図られたところであります。

公正取引委員会といたしましては、競争政策が
ますます重要となっており、同政策の積極的
な展開を図る観点から、関係当局等の御理解を得
つつ、所要の体制整備に努めてまいりたいと考え
ております。

次に、調査協力企業に対する課徴金の減免措置
についてのお尋ねでございますが、価格カルテル
等による不当な利得を国家が徴収する趣旨である
現行の課徴金制度を前提としますと、そのような
減額措置を導入することには難しい問題があると
考えておりますが、今後、措置体系全体の見直し
を行っていく中で検討を行ってまいりたいと考え
ております。

日本共産党は、当時、持株会社解禁が巨大企業

グループ、多国籍企業の経済支配を著しく強める
とともに、経団連の円倉競争政策委員長が持株会
社の最大のメリットが新規事業部門への展開の促
進と企業リストラクチャリングの円滑化にあると
述べたように、大企業による大規模なリストラを
遂行する体制作りを容易にし、そのてこになるも
のと指摘いたしました。その後の事態は、正に我
が党が危惧し、指摘したとおりになつておりま
す。

ここ数年、日本列島にはかつてない大リストラ

のあらしが吹き荒れております。持株会社の解禁
を受けて、政府は、商法、税制等の企業組織再編
制度の整備、産業再生法など支援策を講じてきま
した。その下で、大企業はリストラを大規模に進
めた結果、子会社の売却、工場、店舗の縮小、閉鎖など、企業組織を身勝手な
切り売りと合併、買収、さらに、下請中小企業、
関連協力企業の切捨を通じて労働者の分社、分
割会社への出向、転籍による質下げ、首切り、労
働条件の悪化と、一方的な不利益の強行を横行さ
せてまいりました。

独禁法の第一条の目的では、「雇用及び国民実
所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確
保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達
を促進すること」と明確にうたっております。し
かし、みずほをめぐっては、営業初日から全
国の大手銀行で取引不能などのトラブルが発生し、
二百五十万件の口座振替に遅れが出るなど、多く

○議長(倉田寛之君) 緒方靖夫君。
(緒方靖夫君登壇、拍手)

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、私
は、国民の暮らし、営業に直結する重大問題であ
ります。ところが、みずほの前田社長は、国会の
参考人質疑で、企業などの金縛りがおかしくなっ
たという話は聞いておらず、顧客に被害は出てい
ない、このように自らの責任と社会的使命を投げ
捨てる発言を行い、ひんしゅくを買いました。み
ずほは株主の方ばかり見て消費者をないがしろに
しているのですが、ここにも持株会社の問題点が現
れていますが、ありませんか。総務大臣の答弁を求
めます。

今回の改正は、戦後半世紀にわたって禁止して
きた純粹持株会社を解禁した一九九七年の法改正
後、五年見直しの附則を受けて提出されたもので
す。

日本共産党は、当時、持株会社解禁が巨大企業
グループ、多国籍企業の経済支配を著しく強める
とともに、経団連の円倉競争政策委員長が持株会
社の最大のメリットが新規事業部門への展開の促
進と企業リストラクチャリングの円滑化にあると
述べたように、大企業による大規模なリストラを
遂行する体制作りを容易にし、そのてこになるも
のと指摘いたしました。その後の事態は、正に我
が党が危惧し、指摘したとおりになつておりま
す。

ここ数年、日本列島にはかつてない大リストラ

のあらしが吹き荒れております。持株会社の解禁
を受けて、政府は、商法、税制等の企業組織再編
制度の整備、産業再生法など支援策を講じてきま
した。その下で、大企業はリストラを大規模に進
めた結果、子会社の売却、工場、店舗の縮小、閉鎖など、企業組織を身勝手な
切り売りと合併、買収、さらに、下請中小企業、
関連協力企業の切捨を通じて労働者の分社、分
割会社への出向、転籍による質下げ、首切り、労
働条件の悪化と、一方的な不利益の強行を横行さ
せてまいりました。

独禁法の第一条の目的では、「雇用及び国民実
所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確
保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達
を促進すること」と明確にうたっております。し
かし、現在の持株会社が行っていることは、この
法の目的に逆行することであります。この法に照
らしても、持株会社に雇用を始めとする社会的使

命をどう守らせていくのか、総務大臣の明確な答弁を求めるものであります。

持株会社化を真っ先に導入したNTTでは、九年七月に二万八千人の社員を削減しました。今期、海外投資の失敗で二兆円という天文学的な特別損失を出しながら、持株会社と各会社の経営責任が不明確なまま、設備、サービス、総務系の子会社を全国規模で設立し、業務を東・西会社から移管し、今年度は十一万人を転籍、出向させようとしております。NTTは政府が最大の株主である政府がどう果たしていくのか、総務大臣に答弁を求めます。

銀行グループでも大規模なリストラが計画されています。その数は、これまでの人員削減に加えて、昨年十一月末から今後五年間に、みずほ、UFJ、東京三菱、三井住友の四大銀行グループで全労働者十万八千人の二一%を削減する規模となっています。さらには、大手電機企業でも持株会社への移行再編がメジロ押しであります。政府は、九七年の衆議院、参議院で採択された附帯決議でうたわれている労働者保護の法制制度等の実施を怠ってまいりました。その責任は重大であります。本法案で大企業の組織再編の促進を一層容易にすれば、労働者の権利と雇用に重大な否定的な影響を与えることは明らかではありますか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

同時に、これは結局、労働者の暮らし、中小企業の経営を圧迫し、ひいては大量失業と国内産業の空洞化を加速させ、日本の産業に大きな打撃をもたらすものとならざるを得ません。その点、経済産業大臣の御所見を問うものであります。

持株会社化、とりわけ純粹持株会社化によって、なぜ企業再編、リストラが容易になるのでしょうか。それは、親会社が持株会社化することによって、グループの目先の株主資本利益だけが至高の経営目標になるからです。事業子会社の事業内容は全く変わらなくても、本社は親会社として独立の会社、法律上は別法人扱いになるから

です。そのため、例えば、事業子会社の労働者や労働組合が子会社経営陣と幾ら労使交渉しようとしても、実際の会社の支配権は親会社にあり、子会社の労働者の権利が踏みにじられる危険が増大するのであります。事実、富士通では、傘下にある高見沢電機の技術開発など基幹部門を別会社に移し、長野県須坂市の工場の閉鎖を計画した際にも、持株会社化は、事業子会社の雇用への責任の放棄、労働者の権利の侵害をもたらすものと言わざるを得ません。厚生労働大臣の責任ある答弁を求めるものであります。

ヨーロッパ連合の既得権指令のように、合併、経営譲渡、会社分割に伴って、トータルな労働者の権利擁護の制度が必要になっている、このように思いますが、この点についてもしかとお伺いいたします。

次に、改正案の具体的な内容について公正取引委員長に伺います。

第一に、大規模会社の株式保有総量制限を定めた独禁法第九条の二の廃止は、大規模な合併、買収にブレークをかけているという経団連の撤廃要請にこたえるもので、巨大企業グループの資本集中を歰止めなく促進するものになることは明らか

ではありませんか。

第二に、第九条の二の廃止に伴う第九条の規制方式の見直しは、事業持ち株、純粹持ち株を問わず、何ら法的拘束力のない現状追隨のガイドライン方式による、言わば持株会社の全面解禁仕上げであり、第九条そのものを形骸化させるもので

あります。そのため、公正取引委員会が一生懸命これは監視していく、一般的の国民、消費者もそういうことで得をするというんでしようかね、利益を確保すると、こういうことが目的でございましてね、そういうことで公正取引委員会ありますから、持株会社につきましても、公正かつ自由な競争を阻害しない

ように公正取引委員会が一生懸命これは監視していくと、こう思いますので、これはようろしく御理解を賜りたいと、こう思います。それから、NTTの問題ですけれども、NTTも企業ですからね、これは生き残らにやいけません。だから、必死の今構造改革の施策をやってお

りますので、もし企業がひっくり返ったら雇用そのものが吹っ飛んじゃう。雇用の確保も大切ですよ。しかし、企業の維持発展というのも大切でございますからね、私はそこの見合いだと、こう思っておりますからね、そのため今、リストラと言思つております。そのため今、リストラと言ふうに思つております。

第一に、大規模会社の株式保有総量制限を定めた独禁法第九条の二の廃止は、大規模な合併、買収にブレークをかけているという経団連の撤廃要請にこたえるもので、巨大企業グループの資本集中を歰止めなく促進するものになることは明らかです。持株会社というのは、これはもう法律も認めていますし、事業、組織の再編のための一つの方法として、戦略的なグループ経営とか、経営責任を明確化してやるとか、こういう様々な目的で利用されておりまして、しっかりと法律どおりにそれが機能していくと、私は、それはそれで結構なことではないかと考えております。

それから一点目の、独禁法一条にいろいろ書いておりますが、これも持株会社との関係での御質問でございますけれども、独禁法の目的は、祝辯に説法ですけれども、直接的には、カルテル等を禁止して、事業支配力の過度集中を防止して、公正かつ自由な競争を促進することですね。そういうことによって経済活動を活発にして雇用を増やして、一般的の国民、消費者もそういうことで得をするというんでしようかね、利益を確保すると、こういうことが目的でございましてね、そういうことで公正取引委員会ありますから、持株会社につきましても、公正かつ自由な競争を阻害しないように公正取引委員会が一生懸命これは監視していくと、こう思いますので、これはようろしく御理解を賜りたいと、こう思います。それから、NTTの問題ですけれども、NTTも企業ですからね、これは生き残らにやいけません。だから、必死の今構造改革の施策をやってお

以上であります。(拍手)

○國務大臣坂口力君 緒方議員から御質問いた

だきました第一問でござりますが、平成九年の附帶決議を踏まえての対応についてのお尋ねがございました。

平成九年の独占禁止法改正時の附帯決議等を踏まえまして、労使及び学識経験者から成ります懇談会による検討を行いまして、平成十一年の十二月に中間報告が取りまとめられたところでございました。

同報告におきましては、純粹持株会社において、子会社の労働組合との関係において問題が生じることとは一般的親子会社等の関係に比べて少ないと考えられ、問題となる場合があつても、これまでの団体交渉に関する判例の積み重ね等を踏まえた現行法の解釈で対応を図ることが適当であるとされたところでございまして、厚生労働省いたしましてはこれを踏まえて対処しているところでございます。

したがいまして、今回の改正によって労働者の権利と雇用に重大な影響を与えるものではないと考えております。

また、持株会社化により子会社の労働者の権利が侵害されるのではないかという重ねてのお尋ねがござります。

持株会社化しました場合における労使交渉上の問題につきましては、先ほど申し述べましたところ、懇談会の検討結果では、純粹持株会社において、子会社の労働組合との関係において問題が生じることは一般的親子会社等の関係に比べて少ないと考えられ、問題となる場合であります。

これらの団体交渉に関する判例の積み重ねを踏まえた現行法の解釈で対応を図ることが適当であるといふにされているところであります。先ほど申し上げたところでござります。

したがいまして、持株会社化により問題が生じた場合には、判例等を踏まえた現行法の解釈により対応することが適当であると考えております。

それから、合併、営業譲渡、会社分割に伴います労働者の権利擁護の制度につきましてお尋ねがございました。

会社分割につきましては、労働契約承継法が制定されております。また、合併あるいは営業譲渡につきましては、従来より、判例法理等によりまして労働者保護が図られているところでござります。

なお、営業譲渡等の企業組織再編に伴います労働者保護につきましては、労働契約承継法等に対する附帯決議に基づきまして、学識経験者から成る研究会において現在検討をいただいているところでございまして、この検討結果を踏ままして対処してまいりたいと考えているところでござります。(拍手)

○國務大臣(平沼赳夫君) 緒方議員にお答えをさせさせていただきます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 緒方議員にお答えをさせさせていただきます。

業実態を踏まえた実質的な規制に転換するものであります。

具体的には、自己資本額又は自己の純資産額のいずれか多い額を超えた保有を一律に禁止する從

来の規制を改めまして、事業支配力が過度に集中する方策に改めるものと承知をいたしております。

本改正案によりまして、事業支配力が過度に集中しない株式保有は規制の対象から除外され、企

業の組織再編の一助になるもの、このように考へております。

なればならないと

思っておりますし、また中小企業の影響につきましても御懸念のような事態が生じませんように、

中小企業の経営革新支援策を引き続き強力に展開をしていかなければならないと思っていっているところであります。

今後とも、我が国の企業が、機動的な組織再編を通じまして、国際競争の中での的確な企業経営を展開していくことを期待し、我々としてもいろいろな面で支援をさせていただきたいと、このよう

うに思っております。(拍手)

〔政府特別補佐人根來泰周君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人(根來泰周君) 緒方議員にお答

えいたします。

本改正法案は、労働者の暮らしや中小企業の経営を圧迫し、ひいては我が国産業に打撃をもたらすものではないかとのお尋ねでございました。

また、改正法においても、事業支配力の過度の集中などの競争上の問題に対し、第十一條の規定に加え、第九条、第十条等の規定を活用することにより、引き続き対処することが可能であることから、御指摘のような金融支配が拡大するというような御懸念はないものと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

九条の二は廃止することにしたものであります。一方、今般の改正案におきましては、第九条の規定を整備することにより、大規模会社による株式保有の結果、巨大な企業グループが形成され、事業支配力が過度に集中することとなる場合につきましては引き続き規制することにしており、これにより巨大な企業グループの資本集中の歟止めとなるものと考えております。

次に、第九条の見直しについてのお尋ねでござりますが、今般の改正案におきましては、第九条において事業支配力が過度に集中することとなる

持株会社の設立等を引き続き規制することとしておりまして、第九条の規定を形骸化させるものではありませんと考へております。

次に、金融会社による株式保有制限の縮減による問題についてのお尋ねでござりますが、金融会社による金融会社の株主保有については、金融業界での相互参入など金融自由化の動きを踏まえ、独占禁止法第十一條に基づいて個別事案ごとに検討し、競争上問題のないものについては認可をしているところであります。

また、改正法においても、事業支配力の過度の集中などの競争上の問題に対しては、第十一條の規定に加え、第九条、第十条等の規定を活用することにより、引き続き対処することが可能であることから、御指摘のような金融支配が拡大するというような御懸念はないものと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、

土壌汚染対策法案について、提出者の趣旨説明

を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。大木環境大臣。

〔國務大臣大木浩君登壇、拍手〕

○國務大臣(大木浩君) 土壌汚染対策法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

この土壤汚染につきましては、これまで明らかになることが多くありませんでしたが、近年、企業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な汚染調査の実施等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化してきております。特に最近における汚染事例の判明件数の増加は著しく、ここ数年で新たに判明した土壤汚染の事例数は、高い水準で推移しております。これらの有害物質による土壤汚染は、放置すれば人の健康に影響が及ぶことが懸念されることから、これらの土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まつており、このような状況を踏まえ、国民の安全と安心を確保するため、こうした土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とす

次に、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することとしております。

第二に、土壤汚染の状況を的確に把握するため、有害物質の製造、使用又は処理をする施設であって、使用が廃止されたものに係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、その土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべきものとともに、都道府県知事は、土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壤汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができることとしております。

第三に、土壤汚染の状況の調査の結果、その土地の土壤汚染の状態が一定の基準に適合しない場合に、その土壤汚染の管理を適切に図るため、都道府県知事は、その土地の区域を指定区域として指定及び公示するとともに、指定区域の台帳を調製し、保管すべきこととしております。

第四に、土壤汚染による人の健康に係る被害の防止を図るために、都道府県知事は、指定区域内の土地について、土壤汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるな罰則等に関し、所要の規定を設けることとしております。

行為によって汚染が生じたことが明らかであつて一定の場合には、その行為をした者に対し、それが

できることとしております。あわせて、この命令を受けた所有者等は、その汚染が他の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に對

しお、汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができる旨を規定しております。また、指定区域において土地の形質の変更をしようとする者にその施行方法等を都道府県知事に届け出ることを義務付けるとともに、都道府県知事は、その届出に係る施行方法が一定の基準に適合しないとすべきものとするとともに、都道府県知事は、土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壤汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる

第五に、本法に基づく土壤汚染の状況の調査を行う者として環境大臣が指定する指定調査機関について、その指定手続、土壤汚染の状況調査の義務等の所要の規定を設けることとしております。

第六に、環境大臣は、指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に對して助成を行つ地方公共団体に対する助成金の交付等の業務を適正かつ確實に行うことができると認められる場合に、その土壤汚染の管理を適切に図るため、都道府県知事は、その土地の区域を指定区域として指定及び公示するとともに、指定区域の台帳を調製し、保管すべきこととしております。

第七に、土壤汚染による人の健康に係る被害の防止を図るために、都道府県知事は、告及び検査、国の援助、国民の理解の増進、必要な罰則等に関し、所要の規定を設けることとしております。

以上が、土壤汚染対策法案の趣旨でございま

す。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対して、ただいま議題となりました土壤汚染対策法案について、大木環境大臣に質問をいたします。

江本孟紀君。

〔江本孟紀君登壇、拍手〕

○江本孟紀君 私は、民主党・新緑風会を代表し、質疑の通告がござります。発言を許します。

長い間懸案となつておりました市街地の土壤汚染に対する法案がようやく提出されました。負の遺産である土壤汚染の防止と浄化が諸外国で進められる中で、我が国にとっても、もはや放置できない重要な問題となつております。

我が国は、産業構造の変化に伴つて、高度経成長期の重厚長大型産業による六価クロム等の重金属汚染、昭和六十年代のハイテク産業等で、半導体の洗浄液で使用されたトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物などによって汚染され、工場跡地を再開発する際に発見されるケースが目立つてきております。

しかし、我が国は土壤汚染を考える場合、このような汚染物質ばかりではなく、農薬や肥料散布による農地の土壤中にストックされた化学物質汚染、廃棄物処理場跡地から検出されるダイオキシン類等の汚染も広範囲に存在していることも深刻な問題として受け止めなくてはなりません。

現在、都市開発は郊外から再び中心地の再開発に重点が移り、工場跡地、廃棄物処理場跡地等が住宅地に生まれ変わったケースが多く見られておりますが、その結果、マンション建設の際であ

るとか、あるいは完成して住み始めてから汚染が発見されるケースが目立ってきております。

は、このような事態を真摯に受け止め、これに的確に対応できるものでなければならぬことは論をまちません。諸外国の対応を見ましても、負の遺産を将来世代に残さないために、汚染地を調査し、完全浄化に向け、計画を立てて取り組んでおられます。それに比べて、本法律案はとても十分とは言えない内容です。

規制改革会議の第一次答申では、土地取引の円滑化の妨げとなる市街地土壤汚染問題を解決するための制度を求めておりますが、そのことにも的確にこたえているとは思えないのです。そこで、以下の諸点についてお伺いをいたします。

さて第一に、この法案が工場の汚染を防止するための法律案ではなく、対策となつてゐる点であります。

東京湾臨海部等の汚染された土地がこの法案に基づきリスク管理地に指定される前に搬出され、盛土として使用されることで汚染が内陸部までに拡散してしまおそれがないのでしょうか。さらに、調査の契機が有害物質を使用する特定施設が操業をやめた場合と、都道府県知事が人の健康に対する被害のおそれがある場合となつておますが、現在、既に更地となつている工場跡地、廃棄物処理場の跡地、さらに既にマンションが建ち、実際に人が居住している土地などに対しとてどの程度の調査が行われるのか大変疑問に思う

のであります。一体、知事が調査を指示できる範囲をどのように考えておられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

るとして明確にしておくことが土地取引の安定にとって不可欠であると思いますが、いかがでしょか。

諸外国の法制度の中でそれに最も近いのが米国
のいわゆるスーパー・アンド・イニシアチブのよ
うに思われます。スーパー・アンド・イニシアチブは有賀義

また、本法律案でリスク管理地として登録された情報、そして措置済みとして登録を抹消された後の情報内容について、どの程度買主は信頼を置

くことができるものなのでありますか。汚染が発見された場合の責任はどこにあるのでしょうか。とりわけ、産業廃棄物処理場の跡地についての台帳の整備は平成三年からであり、それ以前の状況は把握されていない状況にあります。

場から、購入する土地がどのように使用されていったかの土地履歴の情報が必要となるはずであります。そのためには、不動産登記法の目的等を改正す

し、土地履歴情報や汚染情報及び措置の内容を知
ることができるようになります

第四に、土地所有者の汚染原因者への求償は規定されました。しかし、求償を求める場合に原告が立証するところ、自台本から出た毒ガスは

合意で話し合った結果、自治体からの憲法裁判所も規定されていない中でどのようにして立証していくのでしょうか。土地の一時所有者の問題なども

含め、規定は置かれてでもそれを実効性あらしめるための措置、例えば举証責任の転嫁などは規定されていないのは不十分と言えないでしようか。お

尋ねをいたします。

住民合意に基づく調査と用途に応じたきめ細かな措置や積み立てた基金による地道な浄化を行っていいふかにないと思います。

り正直者がばかを見ることになりかねない法案なのです。汚染の可能性のある土地は、廃業、操業を問わず満遍なく調査する必要があると思いますが、この法律案が規定している十年後の見直しでは手後れになるケースが十分想定できるのです。見直しの期間が長過ぎないか、調査逃れを防ぐ手段に環境省はどう対処するつもりなのか、お尋ねをいたします。

最後に、この法案については、数限りなく不満な点が出てまいります。しかし、法案によって市街地での土壤汚染対策の芽が出たと解釈し、これで、これから委員会で審査を行い、不十分な点については修正案を提出し、より良い制度として引きたいと考えております。

私も含め、いつかは皆さんも土に返る日が来ます。返る土が汚染されていては成仏できません。淨められた土と書いて净土というではありませんか。土と自然と命という原点に戻り、議員各位におかれましては、土壤汚染問題にそれぞれの立場で取り組んでいただきたいとお願い申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣大木浩君登壇、拍手〕

○国務大臣(大木浩君) 江本議員から御質問の方は、たしか六つのパラに分けて御質問がありますので、私が勘定しますと十ぐらいいの御質問ということになつておりますので、御質問の順序に応じまして順番にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、土壤の汚染を防止するための法律案ではないんじやないか、リスク管理地に指定される前

に汚染土壤が搬出されて汚染が拡散してしまいます。しかし、土壤汚染の未然防止につきましては、既に水質汚濁防止法等の規制によりまして所要の措置が一応図られておるということでありまして、本法案ではこれまでに法制度化されていなかつた汚染対策というものを定めるものであります。

また、指定区域に指定される前の土壤の搬出につきましては、処分のために搬出された汚染土壤について廃棄物として取り扱うというようなことも考えておりませんから、廃棄物・リサイクル制度の一環として今後できるだけ実効ある制度を整備してまいりたいと考えております。

次に、都道府県知事が調査を指示できる範囲はどの程度だと、どういう範囲であるかというお話をございますが、本法案では、まず、有害物質を取り扱う工場等の廃止の場合に調査を行う、これが一つ。それから、これと同様に、汚染の可能性が高く、また、汚染があるとすれば健康被害のおそれがある土地を調査命令の対象とすることにしております。

このような問題を考えてみると、御指摘の工場跡地や廃棄物処理跡地等についても、要するに考え方方は、健康被害のおそれのある場合」というときには調査命令ができると、こういうふうに申し上げてよいかと思います。

次に、工場の閉鎖あるいは農地の汚染についての調査の実効性について御質問がありました。本法案によりまして有害物質を取り扱う工場等が廃止される場合の調査につきましては、一般住民に対する健康リスクの防止の観点から重要なものであります。その

適正な実施が必要であることは当然でありますけれども、そいつた面からの調査の義務をきちっと厳正にやっていただくというのがこの法律の趣旨でございますので、そういうふうに調査の義務

を規定しております。

また、本法案におきまして、汚染の可能性が高く、汚染があるとすれば健康被害のおそれがある土地であれば、これは農地であつても調査命令の対象になり得るものであります。

次に、土地の開発許可、地目変更等の際に調査を行なうべきであると、こういうお話をございました。

有害物質を取り扱う工場等が廃止されて用途変更される場合等には調査を行なわせる、また、地下水モニタリング等により汚染の可能性が極めて高い場合には調査命令を行うこととしております。

このように、健康リスクの高い一定の契機をとらえて確実に調査を行うと、そして、汚染が判明した場合には、その土地の対策や管理を次のステップとして行なえることが適切であると考えております。

次に、不動産売買に関して、不動産の売主責任について御質問がありましたが、本法案は、健康被害の防止を目的として、健康被害のおそれが生ずるという、先ほども申し上げましたが、健康被害のおそれが生ずるという契機をとらえて、汚染原因者又は土地所有者等に対し必要な措置を求めておることにしております。本法案によりましては、土壤汚染対策の制度化が図ることによりまして、結果としては、また土地取引の安定にも資するものと考えております。

次に、不動産売買に関する情報の信頼性と、浄化台帳として調製、保管することとしているところでありまして、指定区域台帳につきましては、本法案に基づいて適切に実施された土壤汚染の調査や汚染の除去等の措置の結果を基に必要な情報をこの台帳に記載することとしているところであります。

また、この台帳は、基準を超える土壤汚染が存在する土地の情報を記載するものでありますから、浄化措置が行われて、その状況を的確に確認した上で、指定を除去する状況がある場合には当然指定を除去すると、そして台帳から除去することができます。

また、この台帳は、基準を超える土壤汚染が存在する土地の情報を記載するものでありますから、浄化措置が行われて、その状況を的確に確認した上で、指定を除去する状況がある場合には当然指定を除去すると、そして台帳から除去することができます。

次に、登記簿で土地履歴情報や汚染情報及び措置の内容を知ることができるようにすべきではないかというお話をございましたが、これはやっぱり指定区域台帳と不動産登記簿では制度の趣旨、効果等が異なるわけでありまして、土壤汚染に関する情報を登記簿に一元的に記載するということはいささか困難ではないかと判断をしておりまます。加えて、指定区域台帳の閲覧に当たりましては、都道府県におきまして管理されて、必要に応じて土壤汚染に関する情報を適宜説明できるよう体制を整えていただくことが望ましい

を確保するため、遊漁船業への参入について、届出制を登録制に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の四案を一括して議題とし、まず、静岡県で現地視察を行うとともに、効率的かつ安定的な漁業経営の育成方針、系統信用事業の再編強化とその課題、漁業共済の加入促進策、遊漁船業と漁業の共存の方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、四案について一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、紙理事より、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法等の一部を改正する法律案、漁業災害正化に関する法律案及び遊漁船業の適正化に関する法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

まず、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。

長山下八洲夫君。

[投票総数]

三百八

賛成

反対

三百八

○

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(拍手)

よつて、三案は全会一致をもつて可決されました。

た。(拍手)

よつて、三案は全会一致をもつて可決されました。

た。(拍手)

よつて、三案は全会一致をもつて可決されました。

た。(拍手)

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。

百九十九

[投票総数]

三百八

賛成

反対

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

[投票総数]

五百九十九

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

た。(拍手)

よつて、本案は可決されました。

た。(拍手)

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたしました。

五百九十九

平成十四年四月二十二日

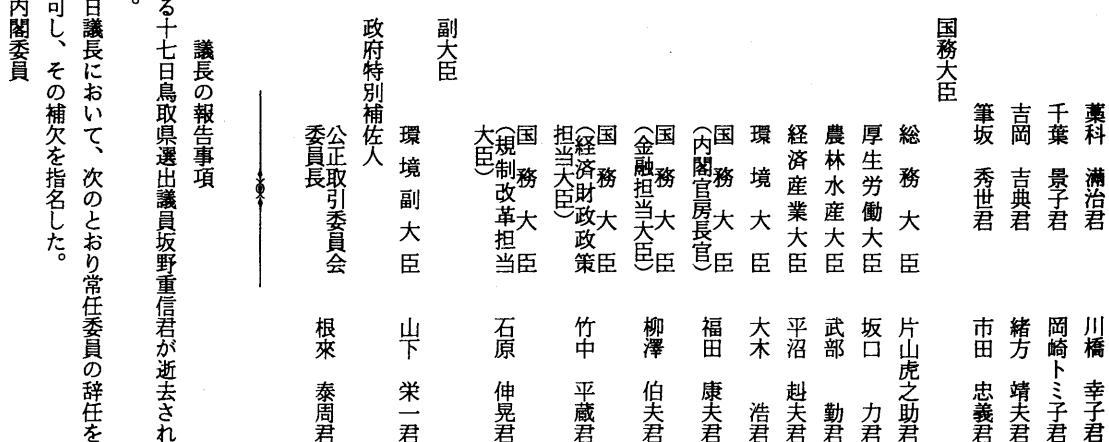
參議院會議錄第十九號

議長の報告事項

木村	山口那津男君	木村	山本
平野	貞夫君	仁君	保君
高野	博師君		
魚住裕一郎君			
松岡満壽男君			
日笠勝之君			
木庭健太郎君			
泉信也君			
西岡武夫君			
渡辺秀央君			
浜四津敏子君			
鶴岡洋君			
浜田卓二郎君			
吉田博美君			
亀井郁夫君			
松山政司君			
藤井基之君			
森田次夫君			
荒井正吾君			
大野つや子君			
仲道次夫君			
阿南光美君			
秀久君眞人君			
市川一朗君			
阿部正俊君			
狩野秀久君			
吉村剛太郎君			
山崎正昭君			
若林正俊君			
溝手顯正君			
尾辻秀久君			
市川一朗君			
阿部正俊君			
狩野秀久君			
吉村剛太郎君			
山崎正昭君			
若林正俊君			
弘友加藤修一君			
佐々木知子君			
風間和夫君			
入澤聰君			
山本正和君			
森本晃司君			
山下栄一君			
月原茂皓君			
森本晃司君			
統			
白浜訓弘君			
柏村一良君			
草川昭三君			
扇千景君			
柏村昭三君			
白浜昭三君			
山内俊夫君			
外添要一君			
野上浩太郎君			
野上浩太郎君			
愛知治郎君			
岩城俊夫君			
有馬光美君			
岩城俊夫君			
山崎朗人君			
森山力君			
太田裕君			
北岡秀二君			
中島真人君			
上野豊秋君			
野間公成君			
大島慶久君			
松谷蒼一郎君			
片山虎之助君			
松田岩夫君			

西田 青木 久野 森下 段本 加治屋義人君
吉弘君 幹雄君 恒一君 博之君 幸男君
近藤 後藤 有村 沢子君 剛君
高嶋 谷 羽田雄 木俣 辻 池口 植名 鈴木 鈴木 佐藤 竹山 河本 矢野 中原 金田 谷川 田村 国井 松村 山本
谷川 田村 正幸君 龍二君 一太君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
久世 沢也君 光弘君 哲男君 泰三君 裕君 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
辻 宽君 哲男君 泰三君 裕君 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
池口 審君 光弘君 哲男君 泰三君 裕君 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
植名 宽君 哲男君 泰三君 裕君 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
鈴木 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
佐藤 泰三君 裕君 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
竹山 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
河本 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
矢野 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
中原 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
金田 勇君 爽君 勝年君 公平君 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
谷川 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
田村 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
国井 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
松村 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
山本 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
近藤 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
後藤 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
有村 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
段本 龍二君 沢子君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
加治屋義人君 剛君 恒一君 博之君 幸男君
吉弘君 幹雄君 恒一君 博之君 幸男君

佐藤	敏夫君	小川	櫻井	平田	伊藤	佐藤	櫻井	平田	小野	今井	長谷川	清君	充君	雄平君		
義一君	練三君	吉川	春子君	山本	孝史君	富樫	潤上	貞雄君	大脳	西山登紀子君	林	幹幸君	池田	潤上	佐藤	
角田	義一君	吉川	春子君	山本	孝史君	富樫	円	より子君	大沢	八田ひろ子君	福島	瑞穂君	内藤	辰美君	大門実紀史君	
									西山登紀子君	神本美恵子君	宮本	岳志君	江田	五月君	広中和歌子君	
										又市	征治君	松井	孝治君	松井	孝治君	佐藤



官 報 (号 外)

を次のように改正する。

第三条第一項中「物件若しくは」の下に「消火、避難その他の」を加え、「又は占有者」を「若しくは占有者」に、「左の各号」に「次に」に改め、同項第一号中「溶接」を「火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第二項中「物件又は」の下に「消火、避難その他の」を加え、「つづいて」の下に「又は」を「又は」に

「の氏名及び住所を知ること」とを「を確知すること」に改め、「できないときは」の下に「それらの者の負担において」を「消防団員の下に」。第四項(第五条第一項及び第五条の三第五項において準用する場合を含む。)及び第五条の三第二項において同じ。」を加え、「同項第三号」を「前項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

消防長又は消防署長は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第十三号）の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができること。

第四条第四項中「第一項」を「前項」に、「関係者」に「を携帯し、関係のある者の請求があるときには、これを」に改め、同条第五項中「業務を」の下に「みだりに」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第五条中「状況について」の下に、「火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他を加え、「又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合」及び「使用の禁止、停止若しくは制限」を削り、「若しくは中止」を又は「中止」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の三項を加える。

第三条第四項の規定は、前項の規定により必要な措置を命じた場合について準用する。

消防長又は消防署長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

前項の標識は、第一項の規定による命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第五条の二中「前条」を「第五条第一項、第五条の二第一項又は前条第一項」に改め、同条を第五条の四とし、第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

一 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第三項又は第十七条の四第一項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行され

ず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合

二 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第三項又は第十七条の四第一項の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

おいて、当該消防職員に、当該物件について第三条第一項第三号又は第四号に掲げる措置を止らせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行ふべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、当該消防職員がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときはこの限りでない。

消防長又は消防署長は、前項の規定による措置をとった場合において、物件を除去させたときは、当該物件を保管しなければならない。

災害対策基本法第六十四条第三項から第八項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、「これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工

作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とともに「あるのは「属する」と読み替えるものとする。

第三条第四項の規定は第一項の規定により必要な措置を命じた場合について、第五条第二百五十九条の二第一項又は第五条の三第一項に改め、同条第三項中「第五条」を「第五条第一項又は第五条の三第一項」に改め、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項又は第五条の二第一項」に改め、同条第三項中「第五条」を「第五条第一項又は第五条の三第一項」に改め、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。又は第五条の二第一項に改める。

第六条第一項中「第五条」を「第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三第一項」に改める。

第八条に次の一項を加える。

第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

第八条の二第一項中「次条」を「第八条の三第一項」に改める。

平成十四年四月二十一日 参議院会議録第十九号

消防法の一部を改正する法律案

項」に改め、同条に次の二項を加える。

第五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第八条の二の二 第八条第一項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの（次項及び次条第一項において「防火対象物点検資格者」という。）に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項（次項及び次条第一項において「点検対象事項」という。）に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第十七条の二の二の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

前項の規定による点検（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物全体（次条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。）についての前項の規定による点検）の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物には、総務省令で定めることにより、点検を行つた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができるのである。

何人も、防火対象物に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

消防長又は消防署長は、防火対象物で第二項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことと命ぜることができる。

第一項の規定は、次条第一項の認定を受けた防火対象物については、適用しない。

第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

第一項の規定は、次条第一項の認定を受けた申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から三年が経過していること。

二 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。

イ 過去三年以内において第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条の二の二第一項、第八条第三項若しくは第四項又は第十七条の四第一項の規定による命今（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限られたことが判明したとき）。

二 第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項又は第十七条の四第一項の規定による命今（当該認定を受けたがされたとき）。

三 第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項又は第十七条の四第一項の規定による命今（当該認定を受けたがされたとき）。

三 第一項第三号に該当しなかつたとき。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物（当該防火対象物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該防火対象物全体が同項の規定による認定を受けたものに限る。）には、総務省令で定めるところにより、同項の規定による認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

前条第三項及び第四項の規定は、前項の表示について準用する。

（当該認定を受けてから三年が経過する前に当該防火対象物について第二項の規定による認定がなされたときは、当該認定は、その効力を失う。）

一 当該認定を受けてから三年が経過したとき（当該認定を受けてから三年が経過する前に当該防火対象物について第二項の規定による認定がなされたときは、当該認定は、その効力を失う。）

二 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたとき。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたときは、当該変更前の権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならぬ。

一 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。

二 第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項又は第十七条の四第一項の規定による命今（当該認定を受けたがされたとき）。

三 第一項第三号に該当しなかつたとき。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物（当該防火対象物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該防火対象物全体が同項の規定による認定を受けたものに限る。）には、総務省令で定めるところにより、同項の規定による認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

前条第三項及び第四項の規定は、前項の表示について準用する。

（当該認定を受けてから三年が経過する前に当該防火対象物について第二項の規定による認定がなされたときは、当該認定は、その効力を失う。）

一 当該認定を受けてから三年が経過したとき（当該認定を受けてから三年が経過する前に当該防火対象物について第二項の規定による認定がなされたときは、当該認定は、その効力を失う。）

二 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたとき。

第八条の三第三項に改め、同条第七号の三中「第十七条の三の三」を「第八条の二の二第一項又は第十七条の三の三」に改め、同条第八号中「第十七条の四」を「第十七条の四第一項」に改め、同条第十号の二中「第二十一条の十六の五」を「第八条の二の二第二項(第八条の二の三第八項において準用する場合を含む)及び第二十一条の十六の五」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十九条の二の二第一項又は第三十九条の三の二第一項 一億円以下の罰金刑
二 第四十一条第一項第二号又は第四号 三千円以下の罰金刑

三 第三十九条の二第一項若しくは第二項、第四十条第一項(同項第二号及び第四号を除く)、第四十二条第一項(同項第五号及び第七号を除く)、第四十三条第一項、第四十三

条の四又は前条第一号、第三号、第七号の三若しくは第八号 各本条の罰金刑
第四十六条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第四十六条の五中「第二十一条の十六の四第一項又は」を「第八条の二の三第五項又は第二十一条の十六の四第一項若しくは」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の二の次に三条を加える改正規定(第八条の二の四に関する部分を除く)、第十七条の三の三の改正規定、第四十条第三号及び第七号の三の改正規定、第四十五条の改正規定(第四十四条第二号及び第七号の三に関する部分に限る)並びに第四十六条の五の改正規定は、公布の日から起算して一年六

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第一条 この法律の施行前にされた改正前の消防法第五条の規定による命令については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、改正後の消防法第八条の二の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「又は第十七条の四第一項」とあるのは、「若しくは第十七条の四第一項又は消防法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二号)による改正前の消防法第五条、第八条第三項若しくは第十七条の四」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の要請への適確な対応を図るために、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる狩法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域の指定、違法に捕獲した鳥獣の飼養の禁止の措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、委員会の決定の理由
要領書

三、委員会の決定の理由
環境委員長 堀 利和

参議院議長 井上 裕殿

審査報告書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案

措置を含む)は、政令で定める。

一、生物多様性の確保に向けての担保措置の整備充実を図るとともに、野生生物保護の法体系の見直しについて検討を行うこと。

二、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することを目的とする捕獲等については、スポーツハンティングとの区分を明確にすること。

三、本法第十三条によって捕獲許可等を要しない種、並びに、第八十条によって適用が除外される他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている「種を環境省令で定めるに当たっては、科学的根拠のある適切な調査及び広範な国民からの意見聴取を行なうなど」その手続の透明化を図ること。

四、二ホンザル、ツキノワグマ及びヒグマが、捕獲許可なく、あるいは捕獲許可目的を偽って、違法捕獲され、それら捕獲個体が実験動物目

的、あるいは製薬目的で譲渡されることがないよう、大学、市町村、狩猟者にその徹底を図ることとともに、捕獲許可事務の適正な運用に努め、併せて違法捕獲・飼養を行う業者の取り締まりを強化すること。

五、生物多様性への影響が懸念されている移入種問題については、本法の更なる改正を含め総合的な対策を早急に構築すること。

右決議する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案

国会に提出する。

平成十四年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

附 則

(施行期日)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
第三十一条の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本指針等(第三条・第七条)
第三章 鳥獣保護事業の実施
第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制(第八条・第十八条)
第二節 鳥獣の飼養、販売等の規制(第十九条・第二十七条)
第三節 鳥獣保護区(第二十八条・第三十二条)
第四節 狩猟の適正化
第一節 危険の予防(第三十五条・第三十八条)
第二節 狩猟免許(第三十九条・第五十四条)
第三節 狩猟者登録(第五十五条・第六十七条)
第四節 猪区(第六十八条・第七十四条)
第五章 雜則(第七十五条・第八十二条)
第六章 罰則(第八十三条・第八十八条)
附則
第一章 総則(目的)
第一条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて獣具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)	第一條 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。	一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
第二條 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。))を用いて、網又はわなであつて環境省令で定めるものを用いる猟法その他の環境省令で定める猟法をいう。	二 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。))を用いて、網又はわなであつて環境省令で定めるものを用いる猟法その他の環境省令で定める猟法をいう。	二 次条第一項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第一項第一号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たつて遵守すべき基準その他該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項	二 次条第一項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第一項第一号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たつて遵守すべき基準その他該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
第三條 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項	三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項	三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項	三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項
第四條 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。	四 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。	四 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。	四 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。
第五條 都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護事業計画」という。)を定めるものとする。	五 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。	五 都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護事業計画」という。)を定めるものとする。	五 都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護事業計画」という。)を定めるものとする。
第六條 都道府県知事が、鳥獣保護事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。	六 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。	六 第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項	六 第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項
第七條 関する事項	七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
第八條 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
第九條 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
第十條 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
第一項	十一	十一	十一
第二項	十二	十二	十二
第三項	十三	十三	十三
第四項	十四	十四	十四
第五項	十五	十五	十五
第六項	十六	十六	十六
第七項	十七	十七	十七
第八項	十八	十八	十八
第九項	十九	十九	十九
第十項	二十	二十	二十
第十一項	二十一	二十一	二十一
第十二項	二十二	二十二	二十二
第十三項	二十三	二十三	二十三
第十四項	二十四	二十四	二十四
第十五項	二十五	二十五	二十五
第十六項	二十六	二十六	二十六
第十七項	二十七	二十七	二十七
第十八項	二十八	二十八	二十八
第十九項	二十九	二十九	二十九
第二十項	三十	三十	三十
第二十一項	三十一	三十一	三十一
第二十二項	三十二	三十二	三十二
第二十三項	三十三	三十三	三十三
第二十四項	三十四	三十四	三十四
第二十五項	三十五	三十五	三十五
第二十六項	三十六	三十六	三十六
第二十七項	三十七	三十七	三十七
第二十八項	三十八	三十八	三十八
第二十九項	三十九	三十九	三十九
第三十項	四十	四十	四十
第三十一項	四十一	四十一	四十一
第三十二項	四十二	四十二	四十二
第三十三項	四十三	四十三	四十三
第三十四項	四十四	四十四	四十四
第三十五項	四十五	四十五	四十五
第三十六項	四十六	四十六	四十六
第三十七項	四十七	四十七	四十七
第三十八項	四十八	四十八	四十八
第三十九項	四十九	四十九	四十九
第四十項	五十	五十	五十
第四十一項	五十一	五十一	五十一
第四十二項	五十二	五十二	五十二
第四十三項	五十三	五十三	五十三
第四十四項	五十四	五十四	五十四
第四十五項	五十五	五十五	五十五
第四十六項	五十六	五十六	五十六
第四十七項	五十七	五十七	五十七
第四十八項	五十八	五十八	五十八
第四十九項	五十九	五十九	五十九
第五十項	六十	六十	六十
第五十一項	六十一	六十一	六十一
第五十二項	六十二	六十二	六十二
第五十三項	六十三	六十三	六十三
第五十四項	六十四	六十四	六十四
第五十五項	六十五	六十五	六十五
第五十六項	六十六	六十六	六十六
第五十七項	六十七	六十七	六十七
第五十八項	六十八	六十八	六十八
第五十九項	六十九	六十九	六十九
第六十項	七十	七十	七十
第六十一項	七十一	七十一	七十一
第六十二項	七十二	七十二	七十二
第六十三項	七十三	七十三	七十三
第六十四項	七十四	七十四	七十四
第六十五項	七十五	七十五	七十五
第六十六項	七十六	七十六	七十六
第六十七項	七十七	七十七	七十七
第六十八項	七十八	七十八	七十八
第六十九項	七十九	七十九	七十九
第七十項	八十	八十	八十
第七十一項	八十一	八十一	八十一
第七十二項	八十二	八十二	八十二
第七十三項	八十三	八十三	八十三
第七十四項	八十四	八十四	八十四
第七十五項	八十五	八十五	八十五
第七十六項	八十六	八十六	八十六
第七十七項	八十七	八十七	八十七
第七十八項	八十八	八十八	八十八
第七十九項	八十九	八十九	八十九
第八十項	九十	九十	九十
第八十一項	九十一	九十一	九十一
第八十二項	九十二	九十二	九十二
第八十三項	九十三	九十三	九十三
第八十四項	九十四	九十四	九十四
第八十五項	九十五	九十五	九十五
第八十六項	九十六	九十六	九十六
第八十七項	九十七	九十七	九十七
第八十八項	九十八	九十八	九十八
第八十九項	九十九	九十九	九十九
第九十項	一百	一百	一百
第九十一項	一百一	一百一	一百一
第九十二項	一百二	一百二	一百二
第九十三項	一百三	一百三	一百三
第九十四項	一百四	一百四	一百四
第九十五項	一百五	一百五	一百五
第九十六項	一百六	一百六	一百六
第九十七項	一百七	一百七	一百七
第九十八項	一百八	一百八	一百八
第九十九項	一百九	一百九	一百九
第一百項	一百十	一百十	一百十
第一百一項	一百一十一	一百一十一	一百一十一
第一百二項	一百一十二	一百一十二	一百一十二
第一百三項	一百一十三	一百一十三	一百一十三
第一百四項	一百一十四	一百一十四	一百一十四
第一百五項	一百一十五	一百一十五	一百一十五
第一百六項	一百一十六	一百一十六	一百一十六
第一百七項	一百一十七	一百一十七	一百一十七
第一百八項	一百一十八	一百一十八	一百一十八
第一百九項	一百一十九	一百一十九	一百一十九
第一百十項	一百二十	一百二十	一百二十
第一百十一項	一百二十一	一百二十一	一百二十一
第一百十二項	一百二十二	一百二十二	一百二十二
第一百十三項	一百二十三	一百二十三	一百二十三
第一百十四項	一百二十四	一百二十四	一百二十四
第一百十五項	一百二十五	一百二十五	一百二十五
第一百十六項	一百二十六	一百二十六	一百二十六
第一百十七項	一百二十七	一百二十七	一百二十七
第一百十八項	一百二十八	一百二十八	一百二十八
第一百十九項	一百二十九	一百二十九	一百二十九
第一百二十項	一百三十	一百三十	一百三十
第一百二十一項	一百三十一	一百三十一	一百三十一
第一百二十二項	一百三十二	一百三十二	一百三十二
第一百二十三項	一百三十三	一百三十三	一百三十三
第一百二十四項	一百三十四	一百三十四	一百三十四
第一百二十五項	一百三十五	一百三十五	一百三十五
第一百二十六項	一百三十六	一百三十六	一百三十六
第一百二十七項	一百三十七	一百三十七	一百三十七
第一百二十八項	一百三十八	一百三十八	一百三十八
第一百二十九項	一百三十九	一百三十九	一百三十九
第一百三十項	一百四十	一百四十	一百四十
第一百三十一項	一百四十一	一百四十一	一百四十一
第一百三十二項	一百四十二	一百四十二	一百四十二
第一百三十三項	一百四十三	一百四十三	一百四十三
第一百三十四項	一百四十四	一百四十四	一百四十四
第一百三十五項	一百四十五	一百四十五	一百四十五
第一百三十六項	一百四十六	一百四十六	一百四十六
第一百三十七項	一百四十七	一百四十七	一百四十七
第一百三十八項	一百四十八	一百四十八	一百四十八
第一百三十九項	一百四十九	一百四十九	一百四十九
第一百四十項	一百五十	一百五十	一百五十
第一百四十一項	一百五十一	一百五十一	一百五十一
第一百四十二項	一百五十二	一百五十二	一百五十二
第一百四十三項	一百五十三	一百五十三	一百五十三
第一百四十四項	一百五十四	一百五十四	一百五十四
第一百四十五項	一百五十五	一百五十五	一百五十五
第一百四十六項	一百五十六	一百五十六	一百五十六
第一百四十七項	一百五十七	一百五十七	一百五十七
第一百四十八項	一百五十八	一百五十八	一百五十八
第一百四十九項	一百五十九	一百五十九	一百五十九
第一百五十項	一百六十	一百六十	一百六十
第一百五十一項	一百六十一	一百六十一	一百六十一
第一百五十二項	一百六十二	一百六十二	一百六十二
第一百五十三項	一百六十三	一百六十三	一百六十三
第一百五十四項	一百六十四	一百六十四	一百六十四
第一百五十五項	一百六十五	一百六十五	一百六十五
第一百五十六項	一百六十六	一百六十六	一百六十六
第一百五十七項	一百六十七	一百六十七	一百六十七
第一百五十八項	一百六十八	一百六十八	一百六十八
第一百五十九項	一百六十九	一百六十九	一百六十九
第一百六十項	一百七十	一百七十	一百七十
第一百六十一項	一百七十一	一百七十一	一百七十一
第一百六十二項	一百七十二	一百七十二	一百七十二
第一百六十三項	一百七十三	一百七十三	一百七十三
第一百六十四項	一百七十四	一百七十四	一百七十四
第一百六十五項	一百七十五	一百七十五	一百七十五
第一百六十六項	一百七十六	一百七十六	一百七十六
第一百六十七項	一百七十七	一百七十七	一百七十七
第一百六十八項	一百七十八	一百七十八	一百七十八
第一百六十九項	一百七十九	一百七十九	一百七十九
第一百七十項	一百八十	一百八十	一百八十
第一百七十一項	一百九十一	一百九十一	一百九十一
第一百七十二項	一百九十二	一百九十二	一百九十二
第一百七十三項	一百九十三	一百九十三	一百九十三
第一百七十四項	一百九十四	一百九十四	一百九十四
第一百七十五項	一百九十五	一百九十五	一百九十五
第一百七十六項	一百九十六	一百九十六	一百九十六
第一百七十七項	一百九十七	一百九十七	一百九十七
第一百七十八項	一百九十八	一百九十八	一百九十八
第一百七十九項	一百九十九	一百九十九	一百九十九
第一百八十項	一百二十	一百二十	一百二十
第一百八十一項	一百三十一	一百三十一	一百三十一
第一百八十二項	一百三十二	一百三十二	一百三十二
第一百八十三項	一百三十三	一百三十三	一百三十三
第一百八十四項	一百三十四	一百三十四	一百三十四
第一百八十五項	一百三十五	一百三十五	一百三十五
第一百八十六項	一百三十六	一百三十六	一百三十六
第一百八十七項	一百三十七	一百三十七	一百三十七
第一百八十八項	一百三十八	一百三十八	一百三十八
第一百八十九項	一百三十九	一百三十九	一百三十九
第一百九十項	一百四十	一百四十	一百四十
第一百九十一項	一百四十一	一百四十一	一百四十一
第一百九十二項	一百四十二	一百四十二	一百四十二
第一百九十三項	一百四十三	一百四十三	一百四十三
第一百九十四項	一百四十四	一百四十四	一百四十四
第一百九十五項	一百四十五	一百四十五	一百四十五
第一百九十六項	一百四十六	一百四十六	一百四十六
第一百九十七項	一百四十七	一百四十七	一百四十七
第一百九十八項	一百四十八	一百四十八	一百四十八
第一百九十九項	一百四十九	一百四十九	一百四十九
第一百二十項	一百五十	一百五十	一百五十
第一百三十一項	一百三十一	一百三十一	一百三十一
第一百三十二項	一百三十二	一百三十二	一百三十二
第一百三十三項	一百三十三	一百三十三	一百三十三
第一百三十四項	一百三十四	一百三十四	一百三十四
第一百三十五項	一百三十五	一百三十五	一百三十五
第一百三十六項	一百三十六	一百三十六	一百三十六
第一百三十七項	一百三十七	一百三十七	一百三十七
第一百三十八項	一百三十八	一百三十八	一百三十八
第一百三十九項	一百三十九	一百三十九	一百三十九
第一百四十項	一百四十	一百四十	一百四十
第一百三十一項	一百三十一	一百三十一	一百三十一
第一百三十二項	一百三十二	一百三十二	一百三十二
第一百三十三項	一百三十三	一百三十三	一百三十三
第一百三十四項	一百三十四	一百三十四	一百三十四
第一百三十五項	一百三十五	一百三十五	一百三十五
第一百三十六項	一百三十六	一百三十六	一百三十六
第一百三十七項	一百三十七	一百三十七	一百三十七
第一百三十八項	一百三十八	一百三十八	一百三十八
第一百三十九項	一百三十九	一百三十九	一百三十九
第一百四十項	一百四十	一百四十	一百四十
第一百三十一項	一百三十一	一百三十一	一百三十一
第一百三十二項	一百三十二	一百三十二	一百三十二
第一百三十三項	一百三十三	一百三十三	一百三十三
第一百三十四項	一百三十四	一百三十四	一百三十四
第一百三十五項	一百三十五	一百三十五	一百三十五
第一百三十六項	一百三十六	一百三十六	一百三十六
第一百三十七項	一百三十七	一百三十七	一百三十七
第一百三十八項	一百三十八	一百三十八	一百三十八
第一百三十九項	一百三十九	一百三十九	一百三十九
第一百四十項	一百四十	一百四十	一百四十
第一百三十一項	一百三十一	一百三十一	一百三十一
第一百三十二項	一百三十二	一百三十二	一百三十二
第一百三十三項	一百三十三	一百三十三	一百三十三
第一百三十四項	一百三十四	一百三十四	一百三十四
第一百三十五項	一百三十五	一百三十五	一百三十五
第一百三十六項	一百三十六	一百三十六	一百三十六
第一百三十七項	一百三十七	一百三十七	一百三十七
第一百三十八項	一百三十八	一百三十八	一百三十八
第一百三十九項	一百三十九	一百三十九	一百三十九
第一百四十項	一百四十	一百四十	一百四十
第一百三十一項	一百三十一	一百三十一	一百三十一
第一百三十二項	一百三十二	一百三十二	一百三十二
第一百三十三項	一百三十三	一百三十三	一百三十三
第一百三十四項	一百三十四	一百三十四	一百三十四
第一百三十五項	一百三十五	一百三十五	一百三十五
第一百三十六項	一百三十六	一百三十六	一百三十六
第一百三十七項	一百三十七	一百三十七	一百三十七
第一百三十八項	一百三十八	一百三十八	一百三十八
第一百三十九項	一百三十九	一百三十九	一百三十九
第一百四十項	一百四十	一百四十	一百四十
第一百三十一項	一百三十一		

関が環境大臣に協議をしたとき若しくは地方公共団体が環境大臣に協議しその同意を得たときは、第一項の許可(環境大臣に係るものに限る)を受けることを要しない。(許可に係る措置命令等)

第十一条 環境大臣又は都道府県知事は、前第一条の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することとその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

二、生態系の保護のため必要があると認めるとき。

三、捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。

四、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

五、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

六、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

七、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

八、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

九、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十一、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十二、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十三、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十四、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十五、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十六、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十七、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十八、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

十九、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

二十、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

二十一、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

二十二、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

第一節から第三節までの規定に従つて狩猟をするとき。	
二、次条、第十四条から第十七条まで、第三十条及び第三十七条の規定に従つて、次に掲げる狩猟、鳥獣の捕獲等をするとき。	
イ、法定狩法以外の狩法による狩猟、鳥獣の捕獲等	
ロ、垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないとする狩猟、鳥獣の捕獲等	
二、環境大臣は、狩猟、鳥獣(狩猟、鳥獣のうちの鳥類に限る)のひなを含む。以下「対象狩猟、鳥獣」という。の保護を図るために必要があると認めるとときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。	

第三条第三項の規定は、前項の規定による狩猟期間の限定について準用する。	
(対象狩猟、鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)	
第十二条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟、鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟、鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。	
一、区域又は期間を定めて当該対象狩猟、鳥獣の捕獲等を禁止すること。	
二、区域又は期間を定めて当該対象狩猟、鳥獣の捕獲等の数を制限すること。	

第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であって環境省令で定めるものは、第九条第一項の規定にかかわらず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等をすることができる。	
第十四条 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟、鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要があると認めるときは、その狩猟期間の範囲内で、当該特定鳥獣に関しては、この限りでない。	
二、区域又は期間を定めて当該対象狩猟、鳥獣の捕獲等の数を制限すること。	
三、当該対象狩猟、鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき狩法を定めてこれにより捕獲等をすることを禁止すること。	

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める狩法(以下「指定狩法」という。)を定め、指定狩法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域を指定狩法禁止区域として指定することができる。	
一、都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地から、その鳥獣の保護のため必要な区域に該当する区域	
二、都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域	
三、都道府県知事は、前項の規定による指定を受ける区域	
四、都道府県知事は、前項の規定による指定を受ける区域	
五、都道府県知事は、第十一項において準用する第九条第二項の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。	
一、指定狩法による捕獲等によって生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。	
二、指定狩法による捕獲等によって生態系の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。	

官 報 (号外)

7 第四項の許可を受けた者は、その者が第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の指定猟法許可証(以下単に「指定猟法許可証」という。)を「失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。
8 第四項の許可を受けた者は、指定猟法により鳥獣の捕獲等をするときは、指定猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これに提示しなければならない。
9 第四項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、指定猟法許可証(第三号の場合は、発見し、又は回復した指定猟法許可証)を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。
10 第十一項の規定により読み替えて準用するたとき。
11 第十条第二項の規定により許可が取り消されたとき。
12 第一項の規定により都道府県知事が指定する指定猟法禁止区域の全部又は一部について同項の規定により環境大臣が指定する指定猟法禁止区域が指定されたときは、当該都道府県知事が指定する当該指定猟法禁止区域は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は環境大臣が指定する当該指定猟法禁止区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。
13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。
14 第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。
15 第二節 鳥獣の飼養、販売等の規制 (飼養の登録)
16 第十六条 第十一条第一項第三号に規定する猟法に使用される猟具であつて環境省令で定めるもの(以下この条において「使用禁止猟具」といふ。)は、鳥獣の捕獲等の目的で所持してはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者が、当該許可に係る使用禁止猟具を用いて当該許可に係る捕獲等をする目的で所持する場合は、この限りでない。
17 第十七条の規定により指定猟法許可証の再交付を受けた後において亡失した指定猟法許可証を発見し、又は回復したとき。
18 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の規定に違反し、又は第六項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
19 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。
20 生態系の保護のため必要があると認めるとき。
21 第九条第二項、第四項及び第七項の規定は第四項の許可について、第十条第二項の規定は第
22 四項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第九条第七項中「許可証」とあるのは「指定猟法許可証」と、第十条第二項中「前項各号」とあるのは「第十五条第十項各号」と読み替えるものとする。
23 第一項の規定により都道府県知事が指定する指定猟法禁止区域の全部又は一部について同項の規定により環境大臣が指定する指定猟法禁止区域が指定されたときは、当該都道府県知事が指定する当該指定猟法禁止区域は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は環境大臣が指定する当該指定猟法禁止区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。
24 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。
25 第十九条 第九条第一項の規定による許可を受けた捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵から化させたものを含む。第二十一条第一項及び第八十四条第一項第七号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者が、当該許可に係る使用禁止猟具を用いて当該許可に係る捕獲等をする目的で所持する場合は、この限りでない。
26 使用禁止猟具は、販売し、又は頒布してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
27 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者に当該許可に係る使用禁止猟具を販売し、又は頒布するとき。
28 輸出される使用禁止猟具を、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をして、発見し、又は回復した登録票は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、その日から起算して三十日を経過するまでの間に都道府県知事に返納しなければならない。
29 登録鳥獣の譲受け又は引受けをした者は、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間にその者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
30 登録鳥獣の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受け(以下この節において「譲渡し等」という。)は、当該登録鳥獣に係る登録票とともにしなければならない。
31 登録票は、その登録票に係る登録鳥獣とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。
32 登録鳥獣及び登録票の管理等)
33 第二十条 登録鳥獣の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受け(以下この節において「譲渡し等」という。)は、当該登録鳥獣に係る登録票とともにしなければならない。
34 第二十一条 登録票(第一号に掲げる場合については、発見し、又は回復した登録票)は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、その日から起算して三十日を経過する日までの間に都道府県知事に返納しなければならない。
35 登録票に係る登録鳥獣を飼養しないこととなつたとき(登録票とともにその登録票に係る登録鳥獣の譲渡し等をしたときを除く)。
36 第十九条第六項の規定により登録票の再交付を受けた後において亡失した登録票を発見し、又は回復したとき。
37 第十九条第六項の規定は、盜難その他の事由

官 報 (号 外)

もの及びこれらの加工品であつて環境省令で定めるものを含む。)又は採取し、若しくは輸入した鳥類の卵は、銅養、譲渡し若しくは譲受け又は販売、加工若しくは保管のため引渡し若しくは受け取をしてはならない。

第三節 鳥獣保護区

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき

第三節 鳥獸保護區

は、鳥獸の種類その他鳥獸の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獸保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獸の保護の見地からその鳥獸の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獸の保護の見地からその鳥獸の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

3 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獸保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獸保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、当該鳥獸保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獸保護区の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の総覽に供しなければならない。

7 広く意見を聽く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。)について、第四条第三項及び第十二条第三項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第三項の場合にあっては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。)について、第十五条第一項、第三項及び第十三項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示

八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関する所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な巣篭、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(特別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る)について、第四条第三項及

するものに限る。)について準用する。この場合において、第十二条第三項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区的保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第十二条第三項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第三項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第三項の規定による協議を受けた場合(第一項の規定による指定の変更の場合はあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するときに限る。)は、農林水産大臣に協議しなければならない。

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる

5 前項の規定による公告があったときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し

と読み替えるものとする。
第十二条第三項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第一項及び第二項の規定は第八項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第二項中「前項の規定による公示」とあるのは「第

び第十二条第三項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第三項の場合にあっては、特別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第十五条第二項、第三項及び第十三項並びに前条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更(同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延長

と読み替えるものとする。

(特別保護地区)
第一二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それ
ぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣
の生息地の保護を図るために必要があると認
める区域を特別保護地区として指定することができ
る。

2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地
区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内にお
いて環境大臣又は都道府県知事が定める期間と
する。

3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の
状況の変化その他の事情の変化により第一項の
規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと
認めるときは、その指定を解除しなければなら
ない。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変
更について、第三条第三項の規定は第一項の規
定により環境大臣が行う指定及びその変更(特
別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延
長するものに限る)について、第四条第三項及

5 第二十二条第三項の規定は第三項の規定により
都道府県知事が行う指定の解除について、第十二条第一項及び第三項の規定は第三項の規定による
五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合に
おいて、第十二条第三項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第一項
中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同
条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第一十九条第五項において読み替えて準用する
前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて
準用する第二十二条第三項の規定による協議を受けた場合(第一項の規定による指定の変更の場合にあつては、特別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延長するときに限る。)は、農林水産大臣に協議しなければならない。

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる
して読み替えるものとする。

（二）当該行為が鳥獸の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
環境大臣又は都道府県知事は、鳥獸の保護又は鳥獸の生息地の保護のため必要があると認めるとときは、第七項の許可に条件を付することができる。

（三）木竹を伐採すること。

（四）前二号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

（五）建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

（六）水面を埋め立て、又は干拓すること。

（七）木竹を伐採すること。

（八）前二号に掲げるもののほか、國指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

（九）環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。

（一）当該行為が鳥獸の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

（措置命令等）

第三十条 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獸の保護のため必要があると認めるときは、特別保護地区の区域内において前条第七項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獸の保護又は鳥獸の生息地の保護のために必要があると認めるときは、前条第七項の規定に違反した者又は同条第十項の規定により付けられた条件に違反した者に対し、これらの保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ぜべき者を確知することができないとときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができ。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(実地調査)

第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項又は第二十九条第一項若しくは第七項第四号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入りさせることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十二条 国は第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)について、都道府県知事は同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。)について、同条第十一項の規定により施設を設置されたため、第二十九条第七項の許可を受けることができないため、又は同条第十項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境大臣又は都道府県知事にその請求をしなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から起算

して三月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、國又は都道府県を被告とする。

(國指定鳥獸保護区と都道府県指定鳥獸保護区との関係)

第三十三条 都道府県指定鳥獸保護区の区域の全部又は一部について國指定鳥獸保護区が指定されたときは、当該都道府県指定鳥獸保護区は、第二十八条第一項並びに同条第九項及び第十項において準用する第十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は當該國指定鳥獸保護区の区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

第四節 休獵区

(休獵区の指定)

第三十四条 都道府県知事は、狩猟鳥獸の数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときは、その区域を休獵区として指定することができる。

2 休獵区の存続期間は、三年を超えることができない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をすることは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 都道府県知事は、休獵区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休獵区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

第四章 狩猟の適正化

第一節 危険の予防

(銃猟禁止区域等)

第三十五条 都道府県知事は、銃器を使用した鳥獸の捕獲等(以下「銃猟」という。)に伴う危険の

予防又は指定区域の静穏の保持のため、銃猟を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域として指定することができる。

2 銃猟禁止区域内においては、銃猟をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者は又は従事者がその許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。

3 銃猟制限区域内においては、都道府県知事の承認を受けないで銃猟をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者がその許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。

4 前項の承認(以下この条において単に「承認」という)を受けようとする者は、環境省令で定めることにより、都道府県知事に承認の申請をしなければならない。

5 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をしなければならない。

一 銃猟に伴う危険の予防に支障を及ぼすおそれがあるとき。

二 指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

三 第八項の規定により承認証の再交付を受けた後において亡失した承認証を発見し、又は回復したとき。

4 都道府県知事は、第三項の規定に違反し、又は第七項の規定により付された条件に違反したことをして変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

5 銃猟に伴う危険の予防のため必要があると認められるとき。

6 承認は、銃猟をしようとする者の数について、環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める数の範囲内において行うものとする。

7 都道府県知事は、承認をする場合において、危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。

8 承認を受けた者は、その者が第十二項において読み替えて準用する第二十四条第五項の承認(以下単に「承認証」という)を亡失し、又は承認証が滅失したときは、環境省令で定めることにより、都道府県知事に申請をして、承認の再交付を受けることができる。

9

承認を受けた者は、銃猟制限区域内において銃猟をするときは、承認証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

10 承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、承認証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

11 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る鳥獣の捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしないなければならない。

12 第十一項において準用する第二十四条第三項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

13 第八項の規定により承認証の再交付を受けた後において亡失した承認証を発見し、又は回復したとき。

14 第十一項において準用する第二十四条第三項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

15 都道府県知事は、第三項の規定に違反し、又は第七項の規定により付された条件に違反したことをして変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

16 銃猟に伴う危険の予防のため必要があると認められるとき。

17 都道府県知事は、第一項の規定により付された条件に違反したことをして変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

18 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。

19 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。

20 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。

21 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。

22 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。

23 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。

24 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができます。

(危険猟法の禁止)

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他の環境省令で定める猟法(次条において「危険猟法」という。)により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

第三十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、可を受けてその許可をしなければならない。

第三十八条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可

第三十九条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十一条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十二条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十三条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十四条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十五条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十六条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十八条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第四十九条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第五十条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

第五十一条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けなければならぬ。

鳥獣の捕獲等をするときは、危険猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第五十三条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第五十四条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第五十五条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第五十六条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第五十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第五十八条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第五十九条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十一条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十二条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十三条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十四条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十五条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十六条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

第六十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めることにより、危険猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した場合は、この限りでない。

(狩猟免許)
第二節 狩猟免許

第三十九条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許(以下「狩猟免許」という。)を受けなければならない。

2 狩猟免許は、網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分する。

3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。

獵法の種類	狩猟免許の種類
銃器以外の道具を使用する法定猟法	網・わな猟免許
装薬銃を使用する猟法	第一種銃猟免許
空気銃を使用する猟法	第二種銃猟免許

4 第一種銃猟免許を受けた者は、装薬銃を使用する猟法により狩猟できるほか、空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をすることができる。

(狩猟免許の欠格事由)
第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許(第六号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。

一 二十歳に満たない者

二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに対する能力がなく、又は著しく低い者(前二号に該当する者を除く。)

三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(前二号に該当する者を除く。)

四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別及ぼすおそれがある病氣として環境省令で定めるものにかかるている者

五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

四 狩猟免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日

二 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、第五十一条第三項の狩猟免許の有効期間の更新を受けなかつた者

第五十条 管轄都道府県知事は、不正の手段によつて狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、管轄都道府県知事は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該狩猟免許試験に係る狩猟免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

第五十一条 管轄都道府県知事は、第一項の規定による処分を受けた者に對し、三年以内の期間を定めて、狩猟免許試験を受けることができないものとすることができる。

2 前項の規定による申請書の提出があったときは、管轄都道府県知事は、環境省令で定めたところにより、その者について、第四十八条第一号に掲げる事項に係る試験(次項において「適性試験」という。)を行わなければならぬ。

3 適性試験の結果から判断して、当該狩猟免許の更新を受けようとする者が狩猟をすることが支障がないと認めたときは、当該管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新を受けなければならない。

4 狩猟免許の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事が行う講習を受けるよう努めなければならない。

二 に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 第五十一条第一項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

(狩猟免許の申請)
第四十一条 狩猟免許を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」という。)に、申請書を提出し、かつ、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けなければならない。

(狩猟免状の記載事項の変更の届出等)
第四十二条 管轄都道府県知事は、狩猟の適正化を図るために必要なと認めるとときは、狩猟免許に、その狩猟免許に係る者の身体の状態に応じ、その者ができることができる猟法の種類を限定し、その他狩猟をするについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(狩猟免状の交付)
第四十三条 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に対し、環境省令で定めるところにより、狩猟免状を交付して行う。

(狩猟免許の有効期間)
第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までの期間とする。

2 第五十二条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、三年とする。

(狩猟免状の記載事項)
第四十五条 狩猟免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 狩猟免状の番号
二 狩猟免状の交付年月日及び狩猟免許の有効期間の末日

三 狩猟免許の種類
四 狩猟免状の交付年月日及び狩猟免許の有効期間の更新の届出等

五 狩猟免状の交付年月日及び狩猟免許の有効期間の更新の届出等

(受験資格)
第四十七条 第四十一条各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

(狩猟免許試験の方法)
第四十八条 狩猟免許試験は、環境省令で定めるところにより、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う。

一 狩猟について必要な適性
二 狩猟について必要な技能
三 狩猟について必要な知識
四 狩猟免許試験の免除

(狩猟免状の記載事項)
第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対するは、環境省令で定めるところにより、狩猟免許試験の一部を免除することができる。

一 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を

を求めることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する

土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保

第一項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

護区、休獵区、獵区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獸(その加工品を含む)又は鳥類の卵を検査させることができる。

第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

る取締りの事務を担当する都道府県の職員であつてその所属する都道府県の知事がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

ることができる。

前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

前二項に規定するもののほか、前項の職員に
関し必要な事項は、政令で定める。

、」ことができる。
鳥獣保護員は、非常勤とする。

(環境大臣の指示等)
第七十九条 環境大臣は、鳥獣の数が著しく減少しているとき、その他鳥獣の保護を図るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に関する必要な指示をすることができる。

一 第九条第一項又は第一十四条第一項の許可に関する事務

二 第十四条第一項の規定による延長に関する事務
三 第十四条第二項の規定による禁止又は制限の解除に関する事務
四 第十九条第一項の規定による登録に関する事務

都道府県知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の条例で定めるところにより、第九条第一項、第十九条第一項又は第二十四条第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理する場合において、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、当該市町村に対し、当該事務に必要な指示をすることができ
る。

法令により捕獲等について適切な保護管理がな

されている鳥獸であつて環境省令で定めるものについては、適用しない。
第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。

(経過措置)
八十一條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

(環境省令への委任)
第八十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関する必要な事項は、環境省令で定める。
第六章 罰則

第八条の規定に違反して狩獵鳥獸以外の鳥獸の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者（第九条第十三項の規定により同条第一項の許可を受けることを要しないとされた者を除く。）

二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間第十一条第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第一項の規定により延長されている場合はその期間とする。外の期間に狩猟鳥獣の捕獲等をした者(第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く)に違反した者

五 第五十五条第一項の規定に違反して登録を

六 受けないで狩猟をした者
　偽りその他不正の手段により第九条第一項
　の許可、狩猟免許若しくはその更新又は狩猟
　者登録若しくは変更登録を受けた者

前項第一号、第二号及び第四号(第三十五条)
第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分
に限る)の未遂罪は、罰する。

よって捕獲した鳥獸又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没収する。

一 第九条第五項又は第三十七条第五項の規定により付された条件に違反した者二 許可証若しくは従事者証、危険獣法許可証又は狩獵者登録証を他人に使用させた者三 他人の許可証若しくは従事者証、危険獣法

四 許可証又は狩猟者登録証を使用した者
者 第十二条第一項又は第二項の規定による禁
止又は制限(第十四条第一項の規定によりそ
の一部が解除されたものを含む。)に違反した

第五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二项、第二十二条第一項若しくは第二项、第二十三条、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十五条第三項の規定に違反した者は第三十五条第三項の規定による命令に違反した者第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獸以外の鳥獸の飼養をした者

六 前項第四号及び第五号(第十五条第四項又は罰する。)

七 第三十五条第三項に係る部分に限る)の未遂罪

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定に十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者

二 第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者

三 第二十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十八条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反した者

五 第四十一条の規定により管轄都道府県知事が付し、若しくは変更した条件に違反して狩猟をした者

六 指定獣法許可証、販売許可証又は承認証を他人に使用させた者

七 他人の指定獣法許可証、販売許可証又は承認証を使用した者

八 前項第一号の罪は、第十七条の占有者の告訴がなければ公訴を提起することができない。

第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八十六条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八十六条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十四条第七項若しくは第八项第一項、第二十四条第七項若しくは第八项第一項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の規定に違反した者

三 第九条第十二項、第六十六条又は第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十五条第十三項(第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む)、第三十四条第五項(第三十五条第十二項において準用する場合を含む)若しくは第七十条第二項の標識又は第二十八条第十一項

の施設を移転し、汚損し、き損し、又は除去した者

四 第三十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

五 第四十六条第一項又は第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第六十一条第二項の規定に違反して狩猟者記章を着用しないで狩猟をした者

七 第六十一条第三項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して狩猟をした者

八 第七十一条第一項の規定に違反して都道府知事の認可を受けないで猟区管理規程を変更し、又は廃止した者

九 第七十五条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十 第七十五条第三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八条 第九条第一項の許可又は狩猟免許を受けた者がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたときは、その許可又は狩猟免許は効力を失うものとする。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条から第八十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第一条 第三条第三項、第十三条第一項、第十六条第一項及び第八十条第一項の環境省令の制

定、第三条第一項の基本指針の策定、第十一條第二項の規定による期間の限定並びに第十二条第一項の規定による禁止又は制限並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第二条第六項、第十二条第五項において準用する場合を含む)、第三条第三項(第十一条第三項、第十三条第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む)及び第十二条第三項の規定の例により行うことができる。

(鳥獣保護事業計画に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に改正前の鳥獣保護及狩猟二関スル法律(以下「旧法」という。)第一条ノ第一項の規定によりたてられている鳥獣保護事業計画は、改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第四条第一項の規定により定められた鳥獣保護事業計画とみなす。

(特定鳥獣保護管理計画に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に旧法第七条第四項の規定によりたてられている特定鳥獣保護管理計画は、新法第七条第一項の規定により定められた特定鳥獣保護管理計画とみなす。

(狩猟免許に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に旧法第四条第二項の規定により次の一表の上欄に掲げる狩猟免状(以下「旧免状」という。)を受けている者は、施行日にそれぞれ新法第三十九条第三項の規定により規定により次の一表の上欄に掲げる狩猟免許(以下「旧免許」という。)を受けている者は、施行日にそれぞれ新法第四十四条第一項の規定により同表の下欄に掲げる狩猟免許(以下「新免許」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新免許を受けたものとみなされる者に係る新免許の有効期間は、新法第四十四条第一項の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧法第七条第四項の規定により次の一表の上欄に掲げる狩猟免許(以下「旧免許」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新免許を受けたものとみなされる者に係る新免許の有効期間は、新法第四十四条第一項の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

4 旧法第七条ノ一第二項の規定により狩猟免許試験を受けることを禁じられた者は、施行日に新法第五十条第三項の規定により狩猟免許試験を受けることができないものとされたものとみなす。この場合において、当該狩猟免許試験を受けることができないものとされたものとみな

旧 免 状	新 免 状
甲種狩猟免状	網・わな猟免許に係る狩猟
乙種狩猟免状	第一種銃猟免許に係る狩猟

旧 免 許	新 免 許
甲種狩猟免許	網・わな猟免許
乙種狩猟免許	第一種銃猟免許

4 旧法第七条ノ一第二項の規定により狩猟免許試験を受けることを禁じられた者は、施行日に新法第五十条第三項の規定により狩猟免許試験を受けることができないものとされたものとみなす。この場合において、当該狩猟免許試験を受けることができないものとされたものとみな

される者に係る狩猟免許試験を受けることができない期間は、同日におけるその者に係る旧法

第七条ノ二第二項の規定により狩猟免許試験を受けることを禁じられた期間の残存期間と同一の期間とする。

5 旧法第八条第一項の規定により狩猟免許の効力を停止された者は、施行日に新法第五十二条

第二項の規定により狩猟免許の効力を停止されたものとみなす。この場合において、当該狩猟免許の効力を停止されたものとみなされる者に係る狩猟免許の効力を停止される期間は、同日におけるその者に係る旧法第八条第二項の規定により効力を停止された期間の残存期間と同一の期間とする。

(鳥獣保護区に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八

第一項の規定により設定されている鳥獣保護区は、新法第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八第二項の規定により設けられている施設は、新法第二十八条第一項の規定により設けられた施設とみなす。

(鳥獣保護区に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八第三項の規定により指定されている特別保護地区は、新法第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ八第七項の規定により付されている条件は、新法第二十九条第十項の規定により付された条件とみなす。

(休猟区に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第九条の規定により設定されている休猟区は、新法第三十四条第一項の規定により指定された休猟区とみなす。

(銃獵禁止区域又は銃獵制限区域に関する経過措置)

(措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十一条の規定により設けられている銃獵禁止区域又は銃獵制限区域は、それぞれ新法第三十五条第一項の規定により指定された銃獵禁止区域又は銃獵制

限区域とみなす。

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第九条第一項の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされる猟区の存続期間は、同日における当該猟区に係る旧法第十四条第七項の存続期間と同一の期間とする。

2 行政前に旧法第十四条第八項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第七十条第一項の規定によりされた公示とみなす。

3 旧法第十八条の規定による猟区設定者の承認は、新法第七十四条第一項の規定による猟区設定者の承認とみなす。

(危険猟法の許可に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第三十七条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条第三項の規定により交付されている許可証又は従事者証は、新法第九条第七項又は第八項の規定により交付された許可証又は従事者証とみなす。

(鳥獣の飼養の許可に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第十九条第一項の規定による登録を受けたものとみなす。

(占有者の承諾に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第三十七条第一項の許可を受けたものとみなす。

(占有人の承諾に関する経過措置)

第十四条 旧法第十七条の規定による占有者の承諾は、新法第十七条の規定による占有者の承諾とみなす。

(適法捕獲等証明書に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に旧法第二十条ノ二第一項の規定により発行されている証明書は、新法第二十五条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

(取締りに従事する職員に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に旧法第二十条ノ四の規定により指名されている者は、新法第七十六条の規定により指名されたものとみなす。

(猟区に関する経過措置)

(第十二条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第一項の規定により認可を受けている猟区は、施行日に新法第六十八条第一項の規定により認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされる猟区の存続期間は、同日における当該猟区に係る旧法第十四条第七項の存続期間と同一の期間とする。

2 行政前に旧法第十四条第八項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第七十条第一項の規定によりされた公示とみなす。

3 旧法第十八条の規定による猟区設定者の承認は、新法第七十四条第一項の規定による猟区設定者の承認とみなす。

(危険猟法の許可に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に旧法第十二条第三項の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第三十七条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条第三項の規定により許可を受けている者は、施行日前にその手続がされていないものについては、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後はこれを、新法の相当規定によりさされている許可の申請行為又は新法の規則によりさされている許可の申請行為又は旧法の規則によりさされている許可の申請その他の行為又は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後は、新法の相当規定に基づいて、環境大臣又は都道府県知事がした許可、承認その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規則によりされている許可の申請行為又は新法の規則によりさされている許可の申請その他の行為又は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後は、新法の相当規定に基づいて、環境大臣又は都道府県知事がした許可、承認その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規則によりされている許可の申請行為又は新法の規則によりさされている許可の申請その他の行為又は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後はこれを、新法の相当規定により環境大臣又は都道府県知事に対し報告、届出、提出その他手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この附則に別段の定めがあるものについては、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後はこれを、新法の相当規定により環境大臣又は都道府県知事に対し報告、届出、提出その他手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第三条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後二年以内

特定機器に係る適合性評価の歐州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律

題名を次のように改める。

特定機器に係る適合性評価の欧洲共同体及びシングポール共和国との相互承認の実施に関する法律

第一条中「協定」を「日欧協定」という及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下「日シン協定」)に改め、「我が国と歐州共同体」の下に「及びシンガポール共和国」を加える。

「第二条第一項第一号中「協定」を「日欧協定」に、「通信端末機器等附屬書」を「日欧協定通信端末機器等附屬書」に改め、同項第一号中「協定」を「日欧協定」に、「電気製品附屬書」を「日欧協定電気製品附屬書」に改め、同項第一号中「協定」を「日欧協定」に

「附属書」に改め、同項に次の二号を加える。

日シ協定附属書Ⅲの通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書(以下「日シ協定通信端末機器等附属書」という。)第B部第一節の表の下欄に掲げる関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器

日シ協定附屬書Ⅲの電気製品に関する分野別附屬書(以下「日シ協定附屬書」という。)第B部第一節の表の下欄に掲げる関係法令及び運用規則に定める電気製品

第二条第四項中「欧州共同体」の下に「若しくはシンガポール共和国」を加え、「協定第一条1(a)」を「日欧協定第一条1(a)又は日シ協定第四十五条1(a)」に改め、同条第五項中「協定第一条1(b)」を「日欧協定第一条1(b)又は日シ協定第四十五条1(b)」に改め、同条第六項中「合同委員会」とは、協定第八条1「を「日欧合同委員会」とは、日欧協定第八条1の合同委員会をいい、「日シ合同委員会」とは、日シ協定第五十二条1「に改め、同条第七項中「協定第九条1」を「日欧協定第九条1又は日シ協定第五十三条1」に改め、同条第八項第一号から第三号までの規定中「通信端末機器等附屬書」を「日欧協定通信端末機器等附屬書」に改め、同項第四号及び第五号中「電気製品附屬書」を「日欧協定電気製品附屬書」に改め、同項に次の二号を加える。

六 日シ協定通信端末機器等附屬書第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等 第二項第四号に三号に掲げる特定輸出機器

七 日シ協定電気製品附屬書第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等 第二項第四号に三号に掲げる特定輸出機器

第三条第四項中「協定第九条1及び2」を「日欧協定第九条1及び2又は日シ協定第五十三条1及び2」に改める。

第五条第一項第一号から第三号までの規定中「通信端末機器等附屬書」を「日欧協定通信端末機器等附屬書」に改め、同項第四号及び第五号中「電気製品附屬書」を「日欧協定電気製品附屬書」に改め、同項に次の二号を加える。

六 第一条第八項第六号に係る国外適合性評価事業 日シ協定通信端末機器等附屬書第B部

第四節の表の下欄に掲げる指定基準
七 第二条第八項第七号に係る国外適合性評価
事業 日シ協定電気製品附属書第B部第四節
の表の下欄に掲げる指定基準
第十条中「協定」を「日欧協定又は日シ協定」に改
める。

委員会」に改め、「行うこと」の下に「を決定し、又は日シ協定第五十一条²若しくは第五十三条1(c)の規定により日シ合同委員会がこれらの規定に規定する合同検証を行うこと」を、「歐州共同体の職員」の下に「又は日シ合同委員会の指定するシンガポール共和国の職員」を加える。

第十一條中「協定第八条⁷」を「日欧協定第八条⁷又は日シ協定第五十一条⁶」に、「合同委員会」を「日欧合同委員会又は日シ合同委員会」に改める。

号」の下に「及び第六号」を加え、同項第三号中「及び第五号」を「第五号及び第七号」に改め、同条第二項第一号及び第一号中「欧州共同体」の下に「又はシンガポール共和国」を加える。

第二十九条中の適合性評価機関を「又はシンガポール共和国の適合性評価機関」に、「協定第一条1(d)」を「日欧協定第一条1(d)」に、「が行う指定(協定第一条1(c))」を「又はシンガポール共和国の指定当局(日シ協定第四十五条1(d)に規定する指定当局をいう。)が行う指定(日欧協定第一条1(c)又は日シ協定第四十五条1(c))」に改める。

第一条 この法律は、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条⁷又は日シ協定第五十一条⁶に、「合同委員会」を「日欧合同委員会又は日シ合同委員会」に改め、同項第一号及び第二号中「歐州共同体」の下

第二条 この法律による改正後の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「新法」という)。第二条第八項第六号又は第七号に

中「協定第六条1又は2」を「日欧協定第六条1若しくは2又は日シ協定第五十条1若しくは2」に改め、「欧洲共同体」の下に「又はシンガポール共和国」を加える。

第三十八条 中「**協定第七条2又は**」を「**日欧協定第七条2若しくは**」に、「**合同委員会**」を「**日欧合同**

第十八条第一項、第二十三条第一項及び第二項

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

並びに第四十条第四項の規定の例により行うことができる。
 (独立行政法人製品評価技術基盤機構法一部改正)

第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法

(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第二項第九号中「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律」を「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」に改める。

審査報告書

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月十八日

農林水産委員長 常田 享詳

参議院議長 井上 裕殿

転資金を融通すること、整備計画に従って行う資源回復のための減船、休漁等の取組に対しても必要な資金を融通すること等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。
 平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案

第一条 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

3

農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこの

これを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

第一条中「対処するため」の下に「、漁業経営の改善」を加え、「構造改善及び」を削り、「漁業の再建整備」を「効率的かつ安定的な漁業経営の育成」に改める。

第二条第一項を削り、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

(改善計画)

第四条 漁業者及び漁業協同組合等(漁業者を

直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」と

この法律において「漁業経営の改善」とは、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、經營管理の合理化その他の措置を行うことにより、その經營の相当程度の向上を図ることをいう。

第四条及び第五条を削る。

第三条第一項中「政令」を「、前条第一項第一条の政令」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(改善指針)
 第三条 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関する指針(以下「改善指針」という。)を定めなければならない。

2 改善指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項

二 漁業経営の改善の内容に関する事項

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

四 その他漁業経営の改善に当たつて配慮すべき事項

3

農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこの

これを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこの

これを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(改善計画)

第四条 漁業者及び漁業協同組合等(漁業者を

直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」と

いう。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。)は、農林水産省令で定めるところにより、单独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画(個人である漁業者がその經營組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。)を設立しようとする場合においては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。)を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあっては、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一 政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者が単独で作成した改善計画 当該漁業者の住所地を管轄する都道府県知事

二 特定漁業協同組合等(前号)の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその定款に地区が定められているもののうちその地区が一つの都道府県の区域を超えない

いもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその行う事業

が一の都道府県の区域内に限られるもの

いう。)が単独で作成した改善計画 当該都

道府県知事

三 漁業者又は漁業協同組合等が共同で作成した改善計画であつて、その代表者が第一号の漁業者又は前号の特定漁業協同組合等からなり、かつ、当該漁業者の住所地をその区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもの

の当該都道府県知事

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 漁業経営の改善の目標

二 漁業経営による経営の向上の程度を示す指標

三 漁業経営の改善の内容及び実施時期

四 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認定があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項に規定するもののほか、改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第三項中「(当該漁業が特定業種漁業である場合にあつては、当該特定業種に係る構造基本方針に定める事項に照らし適切なものであること)」を削る。

第七条中「政府」を「国及び都道府県」に、「第七条第一項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「構造改善計画」を「改善計画」に改める。

第八条第一項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第九条第一号を次のように改める。

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者(当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十一条及び第十五条第一項において同じ。)又は漁業協同組合等の認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

人を含む。第十一条及び第十五条第一項において同じ。)又は漁業協同組合等の認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

人に譲渡する場合において、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときには、同法第二十六条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第十一条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

4 第十八条第一項第五号の四中「縮減」の下に

「、漁業の休業その他の漁業の整備」を加え、同号を同項第五号の五とし、同項第五号の三の次に次の一号を加える。

5 の四 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経別措置法を、漁業者が当該認定に係る改善計画に従い新たに取得し、又は建造した船舶については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に改め、「その有する固定資産について」を削る。

6 第十五条及び第十六条を削る。

7 第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条第一項」の認定を受けた漁業協同組合等又は「構造改善計画又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

9 第十七条を第十五条规定とする。

10 第十八条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第十六条とする。

11 第十九条を第十七条とする。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

2 前項の第一項第五号の四中「縮減」の下に

「、漁業の休業その他の漁業の整備」を加え、同号を同項第五号の五とし、同項第五号の三の次に次の一号を加える。

3 第五の四 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経別措置法を、漁業者が当該認定に係る改善計画に従い新たに取得し、又は建造した船舶については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に改め、「その有する固定資産について」を削る。

4 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

5 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

6 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

7 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

8 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

9 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

10 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

11 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

12 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

13 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

14 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

15 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

16 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

17 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

18 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

19 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

20 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

21 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

22 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

23 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

24 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

25 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

26 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

27 第十八条第三項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を、漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

— (一)から(三)までに掲げるもの以外のもの

年 五分 — 十八年 — 三年 —

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第三条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

二 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第

四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行ふ金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

第七十六条中「及び次条に規定する資金」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(改善資金に関する特例)

第七十一条第一項又は第二項の規定により漁業再建整備特別措置法第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等に関する構造改善計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等に関する構造改善計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前ににおいても、第一条の規定による改正後の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(次項において「新法」という。)第三条の規定の例により、同条第一項に規定する改善指針を定め、これをお表すことができる。

2 前項の規定により定められた改善指針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に貸し付けられた第一

及び改善資金に、「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(漁業再建整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

表第二の第一号並びに第四号(一)及び(三)に掲げる資金(同表の第二号に掲げる資金については、なお沿岸漁業に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の中小漁業融資保証法第四条第二号の規定により漁業信用基金協会から金融機関に対し供給された資金及び同号に掲げる業務に必要なものとして農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第二十七条第一項第八号の規定により農林漁業信用基金から漁業信用基金協会に対して貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第一条及び前条の規定によりなお従前の例によることとなる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び水産基本法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改める。

一 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)

右

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

一 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)

右

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 小泉純一郎

く、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第十一條の三を第十一條の四とする。

第十一條の二第一項中「前條第一項第二号」を「二千円」を「一億円」に改め、同条を第十一條の三とし、第十一條の次に次の二条を加える。

(資源管理規程)

第十一條の二 前條第一項第一号の事業を行ふ組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行つため、当該水面において組合員が漁業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業を含む。以下この条において同じ。)を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資源管理規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理規程の対象となる水面の区域並びに水産資源及び漁業の種類

二 水産資源の管理の方法

三 資源管理規程の有効期間

四 資源管理規程に違反した場合の過怠金に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の認可(同項の変更の認可を含む。第七項において同じ。)を受けようとする組合

は、第四十八条第一項第一号の規定による総会の議決の前に、当該資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の一以上の書面による同意を得なければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、

当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該資源管理規程についての同意は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十一條の二第一項に規定する資源管理規程又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下この項において「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、当該資源管理規程又は漁業権行使規則等に従つた内容のものでなければならない。

7 組合が第一項の認可を受けた資源管理規程に違反した場合の過怠金については、第二十一条第一項中「第一号に掲げる業務を営む国内の」を加え、「国内の」を「第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる」に改め、「(第十一條の二第一項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四条第十項において同じ。)を削り、同項第一号中「第九項」を「第四項」に改め、「を専ら営む会社であつて、主として同項に掲げる場合に」を加え、「当該認可」を「當

三条の規定は、適用しない。

8 前各項に規定するもののほか、資源管理規程に規定する事項は、政令で定める。

第十二条第一項中「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第七号」に改める。

第十五条中「これを」を「ついて」に改める。

第十五条の二を削る。

第十五条の三第一項中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の二とする。

第十五条の四中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の三とする。

第十五条の五中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の四とする。

第十五条の六中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の五とする。

第十六条第一項中「第十一條第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第十七条の二第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、「次に掲げる」の下に「業務を専ら営む国内の」を加え、「国内の」を「第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該組合の行う事業のため

にその業務を営んでいる」に改め、「(第十一條の二第一項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四条第十項において同じ。)を削り、同項第一号中「第九項」を「第四項」に改め、「を専ら営む会社であつて、主として同項に掲げる場合に」を加え、「当該認可」を「當

官 報 (号 外)

該各号に規定する認可」に改め、同項に次の各号を加える。

- 当該組合が第五十四条の二第三項の認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき(主務省令で定める場合に限る)、その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十九条第二項の認可を受けて当該組合が合併により設立されたとき、その設立

三 当該組合が第六十九条第二項の認可を受けて合併をしたとき(当該組合が存続する場合に限る。)その合併をした日

第十七条の三第五項中「第六十九条第一項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、同条第七項中「第十一条の五第三項」を「第十一条の六第三項」に改める。

- 号)第三十二条第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。
第三十二条第一項ただし書中「第十二条第一項第三号から第五号まで」を「第十二条第一項第五号から第七号まで」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十七項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 第十一条第一項第四号の事業を行ふ組合には、役員として、信用事業を相当する常勤の理事を置かなければならない。この場合において、当該理事のうち一人以上は、当該組合を代表する理事でないものでなければならぬ。

3 第三十四条の二の次に次の一条を加える。
(経営管理委員)

第三十四条の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2 経営管理委員の定数は五人以上とし、当該定数の少なくとも四分の三是、准組合員以外の組合員(法人にあつては、その役員)でなければならない。ただし、設立当時の経営管理委員の定数の少なくとも四分の三是、組合員(准組合員を除く)たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの(法人にあつては、その役員)でなければならない。

3 経営管理委員を置く組合の理事の定数は、前条第一項の規定にかかるらず、三人以上とする。

- 4 前項の組合の理事は、前条第四項及び第九項の規定にかかわらず、経営管理委員会が任する。

5 前条第十項の規定は、第三項の組合には、適用しない。

第三十五条の二第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、「理事」の下に「第三十四条の二第三項の組合を代表する理事を除く。」を、「役員」の下に「(第三十四条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)」を加え、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第三十四条の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

4 経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第三十六条中「理事会は、」の下に「(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会が決定するところに従い。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(経営管理委員会の職務)

第三十六条の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他一定の組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

2 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

3 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

4 商法第二百五十九条ノ一の規定は、前項の

規定による招集について準用する。

5 経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

6 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

7 第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

第三十七条第一項中「及び総会」を「並びに総会及び経営管理委員会」に改め、同条第四項中「若しくは第四十一条第一項」を削り、同条第五項中「第五十条」との下に「、同条第八項及び第九項前段中「取締役」とあるのは「理事」、水産業協同組合法第三十四条の一第二項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員」とを加える。

第三十八条中「理事会」の下に「第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会」を加える。

第三十九条第二項中「及び理事会」を「、理事会及び経営管理委員会」に改める。

第四十条の前の見出し及び同条を削る。

第四十一条に見出として「(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)」を付し、同条第一項中「(第十一条第一項第二号の事業を行う組合の理事に限る。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「事業年度ことに」の下に「非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七

官 報 (号 外)

十一條の三第五項」を「第四十一條の二第五項」に、「第四十一條第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第十一項中「第四十一条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条第十二項中「第四十一条第七項」を「第四十条第七項」に改め、「第四十一条第一項」を「第四十一條の二第十一項」に、「第四十二条第三項」に改め、同条を「第四十一條の二」とする。

第四十二条の見出しを「(役員)の改選又は解任の請求」に改め、同条第一項中「(役員)」の下に「(第三十四条の二)第三項の組合にあつては、理事を除く。」を加え、同条第七項中「第四十七条の四」を「第四十七条の四第一項」に、「第四項」を「第五项」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第一項」を、「改選」の下に「又は解任」を、「理事」の下に「(第三十四条の二)第三項の組合にあつては、經營管理委員。以下この条において同じ。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前一項」に改め、「理事の全員」の下に「、經營管理委員の全員」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第四十三条第一項中「又は役員」の下に「(第三百四十四条の二第三項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。)」を加える。
第四十四条を次のように改める。
(役員等に関する商法等の準用)
第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ一、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七条第一項及び第二项から第七項まで、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三の規定は理事、經營管理委員及び監事について、同法第二百六十八条第八項及び第二百六十九条の規定は理事及び經營管理委員について準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三項中「本法」とあるのは「水産業協同組合法」、本法」と、同法第二百六十七条规定中「前二項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。
2 民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二条の規定は理事について、第三十七条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十八条の規定は經營管理委員について、第三十七条並びに同法第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定は監事について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「第十四条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登

記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六条第一項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段」、監事について準用する場合には「商法第二百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若クハ経営管理委員会」と、商法第一百六十二条第一項中「取締役会」とあるのは「理事会(水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会)」と、同条第三項中「第一百五十八条」とあるのは「第一百五十八条第一項並ニ水産業協同組合法第四十三条第一項」と、同法第二百七十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事及經營管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、經營管理委員」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ經營管理委員」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事又ハ經營管理委員」と、「役」とあるのは「理事若クハ経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「水産業

第一項」と、「受ヶ同条第二項ニ於テ準用スル
第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とある
のは「受ヶ」と、「第二百六十八条第六項」とあ
るのは「同法第四十四条第一項ニ於テ理事又
ハ經營管理委員ニ付テ準用スル第「百六十八
条第六項」と、同法第二百七十八条中「取締
役」とあるのは「理事又ハ經營管理委員」と読
み替えるものとする。
3 商法第二百五十九条第一項、第二項及び第
四項、第二百五十九条ノ一、第二百五十九条
ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三
並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項ま
での規定は、理事会及び經營管理委員会につ
いて準用する。この場合において、同法第二
百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」と
あるのは「記載スル」と、同法第二百六十条ノ
三第一項中「取締役」とあるのは經營管理委員
会について準用する場合には「理事又ハ經營
管理委員」と読み替えるものとする。
第四十七条中「理事」の下に「經營管理委員」
を加える。
第四十七条の三第二項中「を理事」の下に「(第
三十四条の二第三項の組合にあつては、經營管
理委員。第四項において同じ。)」を、「理事会」
の下に「(同条第三項の組合にあつては、經營管
理委員会)」を加え、同条第四項中「第十五条の
二第五項」を「第十一条の二(第五項)」に改める。
第四十七条の四中「理事の」を「理事(第三十四
条の二第三項の組合にあつては、經營管理委
理委員)。第四項において同じ。」を、「理事会」
の下に「(同条第三項の組合にあつては、經營管
理委員会)」を加え、同条第四項中「第十五条の
二第五項」を「第十一条の二(第五項)」に改め、同

第三十四条の二第三項の組合にあつては、
経営管理委員及び監事の職務を行ふ者がない
ときは、理事は、総会を招集しなければなら
ない。

含む)「中取締役」とあるのは「理事・経営管理委員」と、同法に改め、「記載スル」との下に「、同条第三項中「及出席シタル取締役」とあるのは「並二出席シタル理事及経営管理委員」とを加える。

合連合会 第九十三条第一項第二号の事業を行ふ水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行ふ水産加工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

3 商法第一百五十九条第一項 第一項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項ま

第四十八条第一項第五号中「信用事業」を削り、「第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二を「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に改め、同項第六号中「損失処理案及び附属明細書」を「及び損失処理案」に改め、同条第二項中「変更」の下に「軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。」を加え、同条第四項中「第十一條第一項第八号の二を「第十一條第一項第十一号

第五十四条第三項に後段として次のように加える。
「に改め。
この場合において、同条第二項中「取締役

業協同組合連合会の信用事業(第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第一百条第一項において準用する第十一条の四第二項に規定する信用事業を含む。)の全部又は一部を譲り受けができる。

百六十条ノ四第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十条ノ三第一項中「取締役」とあるのは経営管理委員会について準用する場合には「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

第四十七条规定「理事」の下に「、経営管理委員」を加える。

項その他の農林水産省令で定める事項に係るもの
のを除く。」を加え、同条第四項中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」
に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の
次に次の一項を加える。

4 組合は、第二項の農林水産省令で定める事
項に係る定款の変更をしたときは、遲滞な
く、その旨を行政庁に届け出なければならな
い。

第五十条第三号の二中「第十一條第一項第三
号、第五号若しくは第八号の二」を「第十一條第一
項第五号、第七号若しくは第十一号」に改め

第五十四条第三項に後段として次のように加える。
「」の場合において、同条第一項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第五十四条の二の見出しを「(信用事業の譲渡又は譲受け)」に改め、同条第四項中「第四十八条第一項第五号の規定による議決を経て」を「第一項の規定により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「規定は、」の下に「第一項及び第二項に規定する」を、「譲渡」の下に「又は譲受け」を加え、同項を同条第六項とし、同条第

第五十一条中「とあり、及び商法」を「とある」の水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、商法第二百三十一條中「取締役会」とあるのは「理事会(水産業協同組合法第三十四条の二第一項ノ組合ニ在リテハ經營管理委員会)」と、同法第二百三十七ノ三第一項及び第一項、第二百四十七条第一項並びに第二百四十九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を

二項を同条第五項とし、同条第一項中「第十一項第一項第一号及び第二号の事業を行ふ」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の二項を加える。

第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合、第十八条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

規定は、「を」前条第七項の規定は、第四十八条
第一項第五号の規定による議決を経て」に改め
る。

第五十四条の四中「第十一條第一項第二号の
事業を行う」及び「同号の事業を行う」を削り、
「」の場合において」の下に「、同法第三十二条
第一項、第三十三条第二項、第二百八十五条ノ
七から二百八十六条ノ三まで及び第二百八
七条ノ二中「貸借対照表」とあるのは「貸借対照

表(水産業協同組合法第十一條第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号ニ掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録)とを、「とあるのは「貸借対照表」の下に「水産業協同組合法第十一條第二項ニ規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号ニ掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録)」を加え、「第十一條の五第二項」を「第十一條の六第二項」に改める。

第五十五條第一項中「第十一條第一項第三号から第五号まで」を「第十一條第一項第五号から第七号まで」に、「以下」の条を「第七項」に、

「同項第二号」を「第十一條第一項第四号」に、「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第一項中「第十一條第一項第十号」を「第十一

條第一項第二号及び第十三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「準備金」を「利

益準備金及び第三項の資本準備金」に、「填補」を「てん補」に、「取りくずしてはならない」を「取り崩してはならない」に改め、同項を同条第

五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 利益準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

第五十五条第二項の次に次の二項を加える。

3 出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金として積み立てなければならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出

資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失のてん

補に充てた金額を超えるときは、その超過額

二 合併によつて消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する出資組合の増加した出資の額又は合併によつて設立した出資組合の出資の額を超えるときは、その超過額

4 前項第二号の超過額のうち、合併によつて

消滅した組合の利益準備金その他当該組合が

合併の直前において留保していた利益の額に

相当する金額は、同項の規定にかかわらず、

これを資本準備金に繰り入れないことが可

能る。この場合においては、その利益準備金の

額に相当する金額は、これを合併後存続する

出資組合又は合併によつて設立した出資組合

の利益準備金に繰り入れなければならない。

第五十六条第一項第二号中「準備金」を「利

益準備金及び同条第三項の資本準備金」に改め、

同項第三号中「準備金」を「利益準備金」に改め、

同項第四号中「前条第四項」を「前条第七項」に改め。

第五十七条の三中「第十一條の六、第十五条の四から第十五条の六まで」を「第十一條の七、第十五条の十、第十五条の三から第十五条の五まで」に改める。

第五十八条の二第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改める。

第五十九條第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に、「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改め、同条

第二項及び第四項中「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改める。

第六十条の二に後段として次のように加える。

「第六十二条第四項ただし書中「但し」を「だ

し」に改め、同条第六項中「発起人」との下に

「同法第二百四十七条第一項及び第二百四十

九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む。)中「取締役」とあるのは「理

事、経営管理委員」とを加える。

第六十七条の二に後段として次のように加え

る。

第六十九條第三項中「第六十三条第二項」を

「第十一條第一項第四号の事業を行う組合にあ

つては第六十三条第二項の規定を、その他の組

合にあつては同項」に改め、同条に次の二項を

加える。

5 合併を行つ出資組合が、前項において準用

する第五十三条第二項の規定による公告を、

官報のほか、公告をする方法として定款に定

めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙

に掲載してするときは、同項の規定にかかわ

らず、当該出資組合による各別の催告は、す

ることを要しない。

第七十条第一項中「因つて」を「よつて」に改

め、「役員」の下に「(合併によつて設立する組合

が第三十四条の二第三項の組合であるときは、

理事を除く。」を加え、同条第一項中「理事の選

任には、第三十四条第九項本文を「理事の選

任については、第三十四条第十項本文の規定

を、經營管理委員の選任については、第三十四

条の二第一項本文」に改める。

第七十三条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第四百五十五条第一

項及び同条第三項において準用する同法第二

百四十九條第一項中「取締役」とあるのは、

「理事、経営管理委員」と読み替えるものとす

る。

第七十五条の見出しを削り、同条第二項中

「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、

前項の承認を求める場合には、あらかじめ、

決算報告書について経営管理委員会の承認を

受けなければならない。

3 商法第四百二十七條第三項の規定は、第一

項の承認について準用する。

第七十七条中「、第四百二十六條並びに第四

百二十七條第一項及び第三項」を「並びに第四百

二十六條」に、「第三十五条の二第三項、第三十

該組合が「」であるのは「当該連合会が第八十七条の三第四項の認可を受けて同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「その」とあるのは「その子会社とした日又はその」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」とを加え、同条第三項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案
に、「第八十七条第一項第三号及び第四号」
に、「第八十七条第一項第一号及び第二号」を
「第八十七条第一項第三号及び第四号」に、「及
び第四項」を「から第五項まで」に、「及び第
五项」を「から第六項まで」に、「第十一条の四中
「第十一条第九項」を「第十一条の五中「第十一条
第十二项」に、「第八十七条第十一项」を「第八
七条第十四项」に改め、「第十一条の五第一项
第二号中「子会社」第十七条の二第一项各号に掲
げる会社に該当するものに限る。」とあるのは
「子会社」とを削り、「第十一条第一项第五号」
を「第十一条第一项第七号」に、「第八十七条第
一項第五号」を「第八十七条第一项第七号」に改
め、「第十五条の二第一项中「第十一条第一项
第六号」とあるのは「第八十七条第一项第六号」と
、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三
项中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員
又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のす
べて」とを削り、「第十一条第一项第十一号」を
「第十一条第一项第十四号」に、「第八十七条第
一項第十一号」を「第八十七条第一项第十四号」
に改め、同条第三项中「第一项、第三项本
文、第四项から第七项まで及び第九项から第十
一项まで、第三十五条から第四十一条まで、第
四十二条の二」に、「第三项まで」を「第四项ま
で」に、「第三十四条第五项」を「第三十二条第一
项、第四十条第一项及び第五十五条第一项中
「第十二条第一项第五号から第七号まで」とある
のは「第八十七条第一项第五号から第七号まで」

一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。」に改め、「第五十四条の四中」の下に「第十一条第二項」とあるのは、第八十七条第二項」と、「を加え、「第五十五条第一項中「第十一项第三号から第五号まで」とあるのは「第十八条第一項第三号から第五号まで」と、同条第四項中「第十二条第一項第十号」を「第五十五条第七項中「第十二条第一項第一号及び第十八条第一項第三号」に、「第十八条第一項第十一号」を「第十八条第十二条第一項第一号及び第十三条第一号」に改め、同条第五項中「第七十五条まで及び第七十七条を「第七十七条まで」に改め、「この場合において」の下に、「第六十九条第三項中「第十二条第一项第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」とを加え、「第三十四条第九项本文」を「第三十四条第十项本文及び第三十四条の二第二项本文」に改める。

第九十三条第二項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券(国債等に該当するもの並びに証券取引法第一条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。)の私募の取扱い

第九十三条第八項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十二号並びに第三项」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第八号」を「第二項第八号」

官 報 (号 外)

に、「第十一条第六項」を「第十一条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に、「第十一条第五項」を「第十一条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとする場合について準用する。

6 第十一条第七項の規定は、組合が第三項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合について準用する。

第九十三条第一項の次に次の一項を加える。

組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行ふことができる。

第九十六条第一項中「第十一條の二」から第十
五条まで及び第十五條の三」を「第十一條の三」
に改め、「第十一條の二第一項中「前條第一項第
二号」とあり、並びに「を削り、「第十一條の五
第一項」を「第十一條の四第一項」に、「第十一條
の八」を「第十一條の八第一項、第十一條の九、
第十一條の十」に、「第十一條第一項第二号」を
「第十一條第一項第四号」に、「第十一條の三第三
一項中「第十一條第一項第一号及び第二号」を
「第十一條の四第一項中「第十一條第一項第三号
及び第四号」に、「及び第四項」を「から第五項ま
で」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に、

及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第一二号」と、第五十四条の三第一項中「第十一條第一項第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」を「第五十四条の二第一項及び第二項中「第九十三条第一項第一号の事業を行ふ水産加工業協同組合」とあるのは「第十一

条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第一百条第一項において準用する第十一項の四第二項」とあるのは「第十二条の四第二項（第九十二条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）」に、「第五十五条第一項

中「同項第一号」とあるのは「第九十三条第一項第一号」と、同条第四項中「第十一條第一項第一号」とあるのは「第十一條第一項第一号」とする。

号」を「第五十五条第七項中「第十一條第一項第
二号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七

十五条まで及び」を「第七十四条まで、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項及び第

三項並びに」に、「十五人」を「十五人」と、

あるのは「第九十三条第一項第一号」に改める。

「、第四項若しくは第五項」に改め、同条第三項第十一号を同項第十二号とし、同項第五号から第

九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く)又は当該引受けに係る因

債等の募集の取扱い

六 有価証券(国債等に該当するもの並びに
証券取引法第一条第一項第七号及び第七号
の二に掲げるものに限る。)の私募の取扱い

卷之三

第九十七条第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十二号並びに第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第六号」を「第三項第八号」に、「第十二条第六項」を「第十二条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に、「第十二条第五項」を「第十二条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第十二条第六項の規定は、連合会が第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとする場合について準用する。

7 第十二条第七項の規定は、連合会が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合について準用する。

第九十七条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

第一百条第一項中「第十二条の二から」を「第一条の三から第十二条の九まで、第十二条から」に、「第十二条の二第一項中「前項第一項第一号」を「第十二条の三第一項、第十二条の四第一項、第十二条の六第一項、第十二条の七第一項、第十二条の八第一項及び第十二条の九中

官 報 (号 外)

二号の事業を行つ水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一条第一項第四号の事業を行つ漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第一百条第一項において準用する第十一條の四第二項」とあるのは「第十二条の四第二項第九十二条第一項及び第十九条第一項において準用する場合を含む。」に、「第五十五条第一項中「同項第一号」とあるのは「第九十七条第一項第一号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」を「第五十五条第七項中「第十一条第一項第一号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五条まで」を「第七十四条まで、第七十五条第一項及び第三項、第七十六条第一項及び第三項」に、「及び第九十一条の三」を並びに第九十一条の三に改め、「この場合において」の下に、「第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」とを加え、「第三十四条第九項本文」を「第三十四条第十項本文」に改める。

第一百条の六第一項中「第十五条の三、第十五条の四及び第十五条の六」を「第十五条の二、第十五条の三及び第十五条の五」に、「第十五条の三第一項及び第十五条の四中「第十一条第一項第八号の二」を「第十五条の二第一項及び第十五条の三中「第十一条第一項第十一号」に、「第十五条の六中「第十一条第一項第八号の二」を「第十五条の五中「第十一条第一項第十一号」に、第十五条の三中「第十一条第一項第十一号」に、「第十五条まで、第八項及び第九項」を「第四項本文、第五项から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の二」に、「第三十五条の二第三項」を

第三十五条の二第三項から第五項まで」に、「第五十五条第一項から第三項まで」を「第五十四条の四、第五十五条第一項から第六項まで」に、「第三十四条第五項」を「第四十八条第四項中「第十一条第一項第八号の二」を「第四十八条第五項中「第十一条第一項第十一号」に改め、「第一百条の二第一項第一号」との下に、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「共済水産業協同組合連合会」とを加え、同条第五項中「第七十五条まで及び第七十七条」を「第七十七条まで」に、「第三十四条第九項本文」を「第三十四条第十項本文及び第三十九条の二第二項本文」に改める。

第一百七条中「第一百三十条第一項第十号」を「第一百三十条第一項第二十九号」に改める。

第一百十一条第一項中「払込」を「払込み」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「因つて」を「よつて」に、「添附」を「添付」に改め、同条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、「催告」の下に「(合併を行つ出資組合が公告)を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該出資組合があつては、これらの公告。第一百十三条第二項において同じ。」を加える。

第一百十三条第一項中「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、「又は第八十

官 報 (号 外)

六条第四項において準用する商法第四百一十七
条第一項」を削る。

第六十九条「第八十六条第三项」を第八十一条第四項に改める。

第一百二十一條中「第八十六條第四項」を「第八十六條第五項」と改める。

第一百二十二条第四項中「第十一條の五第三項」を「第十一條の六第三項」に改める。

第一百一十三条第三項中「第十一条第一項第二

号若しくは第ハ号の二、第八十七条第一項第二号」を「第十一條第一項第四号若しくは第十一

号、第八十七条第一項第四号」に改める。

第三項第一項及乙第二項中第十
一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号】

を「第十一条第一項第四号、第八十七条第一項
第四号」に改め、同条第三項中「第十二条第二項

第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改

第三条第二項中「第十一條の三第一項」

を「第十一條の四第一項」に、「第十五條の三第三

第一項」を第十五条の「第一項」に改める。

(解散命令の通知の特例)

第百二十四条の三 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が

不明なときは、前条の規定による命令の通知

に代えてその要旨を官報に掲載することがで
きる。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報

第百一十七条第一項中「第八十六条第四項」を
効力を生ずる。

平成十四年四月二十二日 参議院会議録第十九号

め、同号を同項第三十六号とし、同項第十六号中「第八十六条第四項」を「第八十八条第五項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十五号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第十三号を削り、同項第十一号を同項第三十二号とし、同項第十一号中「第二項若しくは第三項」を「から第六項まで」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第十号の二中「第五十四条第二项」を「第五十四条第二項」に改め、「信用事業の全部若しくは一部を譲渡し」の下に「若しくは譲り受け」を加え、「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第六項」に改め、「信用事業の全部若しくは一部を譲渡し」の下に「若しくは譲り受け」を加え、「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第九号の三を同項第二十八号とし、同項第九号の二中「第四十七条の四」を「第四十七条の四第一項」に、「第四十二条第七項」を「第四十二条第八項」に、「又は」を「第四十七条の四第二項(第五十一条の二第七項、第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)又は」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第九号中「第四十四条」を「第四十四条第三項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に改め、「第五十四条の四」の下に「第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。」に、「若しくは第三項」を「若しくは八十六条第二項」を「八十六条第二項」に改め、「及び第一百条第三項」

「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に、
「第七十七条において、若しくは第八十六
条第四項において、それぞれ準用する同法第四
百一十七条第一項」を「第七十六条第一項(第八
十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条
第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項)
において準用する場合を含む。」に改め、同号を
同項第十九号とし、同項第八号を削り、同項
第七号中「第四十二条第四項」を「第四十二条第
十四項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同
項第六号の四中「第四十二条第三十項」を「第
四十二条第二第十項」に改め、同号を同項第二
十四号とし、同項第六号の三中「第四十二条的
三十項」を「第四十二条第二第十項」に、「第四
十四条(第九十二条第三項、第九十六条第三
項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項)にお
いて準用する場合を含む。以下この号及び第九号
並びに次項において同じ。」を「第四十四条第二
項」に、「又は第四十四条」を「又は第四十四条第
二項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同
項第六号の一中「第四十条第二項(第八十六条第
二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、
第一百条第三項及び第一百条の六第三項)において準
用する場合を含む。」、第四十二条第九项(第四
十二条の二第十二項)に、「並びに」を「並びに第
八十六条第二項」に、「及び第一百条第三項」を
「第一百条第三項及び第一百条の六第三項」に改
め、同号を同項第二十一号とし、同項第六号中
「第四十条第一項」を「第四十条第六項」に改め、
「の規定、第四十二条第六项(第九十二条第三

項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)を削り、「第四十一条の三第十二項」を「第四十一条の二第十二項」に、「並びに第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項及び第一百条の六第三項」に、「第四百条第三項及び第一百条第五項」を「並びに第八十六条第三項、第九十二条第三項及び第一百条の六第三項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第五号の六中「第三十七条第五項」の下に「第四十四条第一項第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。第二十三号及び次項において同じ。」第八十六条第二項及び第三項、」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第五号の五中「又は第三項」を、「第三項若しくは第四項(これらの規定を第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)又は第五項」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四条第十項」を「第三十四条第十一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第五号の二を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
十五 第三十四条第三項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
第一百三十条第一項中第五号を第十三号とし、第四号を第十二号とし、第三号の六を第十一号とし、第二号の五を第十号とし、同項第三号の四中「第十七条の二第八項」を「第十七条の二第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号の三号の三を削り、同項第三号の二を同項第八号とし、同項第二号を同項第七号とし、同項第一号の四中「第十五条の二第一項若しくは第十五条の四」を「第十五条の二第一項若しくは第十五条の三」に、「第十五条の五」を「第十五条の四」に、「第十五条の六」を「第十五条の五」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の三中「第十三条の四」を「第十三条の五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の二中「第十三条の三第一項」を「第十三条の四第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第十三条の十(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。
四 第十一条の四第四項(第九十二条第二項、第九十八条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)、第四十八条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。」、第四项(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十八条第五項(第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)又は第九十一条の二第五項(第一百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第一百三十条第二項中「第四十一条の三第十項又は第四十四条を「第四十一条の二第十項又は第四十四条第二項」に改め、同条第三項中「第八十七条第一項第八号若しくは第八項」を「第八十七条第一項第十号若しくは第十一項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第二条 農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改める。

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、「農業者」の下に「及び水産業者」を加える。

第一条を次のように改める。

第一条 この法律において「特定農水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 特定農業協同組合(農林中央金庫の会員

第十四条第一項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、同条第二項中「前項の規定により」を「前項の規定により信用農業協同組合連合会を脱退する場合について、水産業協同組合法第九十一条第二項又は第一百条第一項において準用する同法第二十一条第一項又は水産業協同組合法第九十一条第三条第一項若しくは第一百条第一項において準用する同法第二十八条第一項」を「農業協同組合法第二十一条第一項若しくは第一百条第一項若しくは第百三十九条第一項に改め、同条第三項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、「第百三十二条の下に「又は水産業協同組合法第九十一条第一項若しくは第一百三十九条第一項において準用する同法第二十八条」を加える。

第十五条第一項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、同条第二項第一号中「農業者」の下に「又は水産業者」を加え、同項第二号中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、「農業者」の下に「水産業者」を加える。

第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項、第二十一条並びに第二十二条中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、「農業協同組合法」を「信用農水産業協同組合連合会」に改める。

第一十四条中「特定農業協同組合等」を「特定

農水産業協同組合等」に記載する。
第二十五条第一項中「特定農業協同組合等」を
「特定農水産業協同組合等」に、「第一条第五項
第一号」を「第一条第四項第一号及び第四号」に
改め、同条第一項に後段として次のように加え
る。

「信用水産加工業協同組合連合会」とあるのは「特定漁業協同組合等」と、同項後段中「第九十二条第二項若しくは第一百条第二項において準用する同法第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第二項（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第一百条第一項において準用する場合を含む。）」と、第十九条第一項に改める。

第四十七条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、同条第十一号中「第四十二条第一項」を「第四十二条第二項」に改める。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第三条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

三条第二項又は水産業協同組合法第九十一一条第二項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条第二項に改め、同条第三項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、「第二十三条」の下に「又は水産業協同組合法第九十一一条第一項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条」を加える。

する同法第五十条」とあるのは、「第五十一条
〔同法第九十二条第三項、第九十六条第三項
又は第七百条第三項において準用する場合を含
む。〕」と読み替えるものとする。

第二十六条第一項中「特定農業協同組合等」を
「特定農水産業協同組合等」に改め、同条第三項
中「農業協同組合法第四十五条第一項」を「農

組合等」に改める。
第三十一条を次のように改める。
第三十一条 削除
第三十一条第一項中「申請により、」の下に「第四条第一項各号に掲げる信用事業の区分」と
に「を加える。

第二条第一項第五号中「第八十七条第一項第一号及び第一号」を「第八十七条第一項第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「第十二条第一項第一号及び第二号」を「第十二条第一項第三号」に、「第九十三条第一項第一号及び第二号」を「第九十三条第一項第一号」に改める。

第四条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第二

第十五条第一項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、同条第一項第一号中「農業者」の下に「又は水産業者」

漁業協同組合等における一部事業譲渡決議については水産業協同組合法第四十九条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第二項又は第

項」を「第一項」に改め、「特定農業協同組合」の下に「又は前項の特定漁業協同組合若しくは特定水産加工業協同組合」を加え、同項を同条第三項ヒ、同条第一項の次に次の二項を加え。

三項とし 同様第一項の代りに第一項を加へる。

「農業者」の下に「、水産業者」を加える。

第二十七條中「信用農業協同組合連合会」を

2 特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同

第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項、第二十一条並びに第二十二条中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改める。

「第十九条第一項」を、同条第二項前段中「信用農業協同組合連合会」及び「特定農業協同組合連合会」に、「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に、協同組合等を「特定農水産業協同組合等」に、「第十九条第一項」を、同条第二項前段中「信用農業協同組合連合会」とあるのは、「特定農業協同組合等」と、「第九十二条第一項又は第一百条第二百条第二百零一条等」と、「第九十二条第一項又は第一百条第二百条第二百零一条等」において準用する同法第二十八条」とあるのは、「第二十八条（同法第九十二条第一項、第九十二条第一項又は第一百条第二百条第二百零一条等）」において準用する規定を含む。)と、「信用漁業協同組合連合会又は

特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合は、第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づきその信用事業の全部を農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会に譲り渡した場合は、水産業協同組合法第十一條又は第九十二条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、その信用事業の全部を譲り渡した農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は特定水産加工業協同組合連合会の業務の代理を

金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号、第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。)を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行つた場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れにより債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務の保証

に、「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「金融機関」の下に

「農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。」を加え、同号を同項第三号とし、

同条第二項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同項ただし書中「但し」第一項第三号」を「ただし、第一項第二号」に改め、同条第四項中「第一項第三号」を「第一項第一号」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改める。

第二十一条第一号中「借入資金等」を「借入資金(手形の割引に係る保証)あつては当該手形の割引により融通を受ける資金をいい、第四条第二号に掲げる保証があつては農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けた漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が貸し付ける資金をいう。第五号において同じ。」に改め、同条第五号中「借入れ等の期間」を「借入資金の借入れの期間(手形の割引に係る保証にあつては、手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間)」に改め、同条第十五号中「第四条第二号」を「第四条第三号」に改める。

第二十四条第一項第一号中「水産加工業協同組合の理事」の下に「(経営管理委員を置く漁業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)」を加える。

第四十条第一号に掲げるもの」を加える。

第四十三条の二第一項中「もの」の下に「及び

「経営管理委員を置く漁業協同組合連合会については、理事又は経営管理委員)」を加える。

第四十四条第一項及び第二項中「第四条第一号の下に「及び第二号」を加える。

第四十四条の二を次のように改める。

第三号に改める。
第四十四条第一項及び第二項中「第四条第一号の下に「及び第二号」を加える。

第四十四条の二を次のように改める。

(経理の区分)

第四十四条の二 協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ことに区分して経理しなければならない。

一 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務
二 第四条第一号に掲げる資金に係る債務の保証

の業務

三 第四条第三号に掲げる業務

第六十九条第一項中「債務の保証」の下に「又

は第四条第二号に掲げる債務の保証(一の保証に係る保証の金額が政令で定める額未満のものを除く。)」を「(とくに)並びに漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務(以下単に「保証債務」という。)」を加え、同条第二項中「債務の保証」の下に「又は第四条第二号に掲げる債務の保証(一の保証に係る保証の金額が同項の政令で定める額未満のものに限る。)」を「借入金等」の下に「及び保証債務」を加え、同条第三項中「借入金等」の下に「又は保証債務」を加える。

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、附則第十四条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水協法」という。)第十一條の三第三項(旧水協法第八十六条第二項、第九十六条第一項及び第一百条第一項)、第九十六条第一項及び第一百条第三項(旧水協法第八十六条第二項、第九十六条第一項及び第一百条第一項)において準用する場合を含む。次項において同じ。)

第三条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(施行期日)

第三条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(附則)

第三条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

<p

定する同一人に対する信用の供与等(新水協法第十一条の八第一項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。)の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えている漁業協同組合等及び該漁業協同組合等の子会社等(同条第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該漁業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該漁業協同組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新水協法第二百一十七条第一項に規定する行政庁をいう。以下この項において同じ。)に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該漁業協同組合等及び当該漁業協同組合等の子会社等又は当該漁業協同組合等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において当該漁業協同組合等が同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該漁業協同組合等は、同日の翌日において新水協法第十一条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五条 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合等については、新水協法第十一条の十(新

水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。合又は水産加工業協同組合連合会(以下この条から附則第八条までにおいて「組合」と総称する。)については、新水協法第三十四条第三項(新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十八年一月一日以後最初に招集される通常総会新水協法第三十四条の二第三項(新水協法第九十二条第三項において準用する場合を含む。)の組合にあっては、経営管理委員会の終了の時までは、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会については、新水協法第四十条(新水協法第七十七条(新水協法第九十五条、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の行為に關する責任について適用し、施行日前の行為に關する責任については、なお従前の例による。

第九条 新水協法第五十四条の二第一項から第三項まで及び第六項の規定(これららの規定を新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)は、施行日以後に議決される信用事業(新水協法第十一条の四第二項(新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)及び第五十四条の四(新水協法第八十八条第一項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第六项において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類及び計算から適用し、施行日前に開始した事業年度による。

第十一条 新水協法第五十八条の三第一項及び第二項(これららの規定を新水協法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第十二条 新水協法第五十八条の三第一項及び第二項(これららの規定を新水協法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第十三条 新水協法第六十九条第三項(新水協法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に申請された新水協法第六十九条第一項(新水協法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。)の認可について適用し、施行日前に申請された新水協

水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)又は第八十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされた記載については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧水協法第五十三条第一項(旧水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧水協法第五十五条第一項の準備金は、新水協法第五十五条第一項の利益準備金として積み立てられたものとみなす。

第十一条 新水協法第五十八条の二第一項(新水協法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会の監事については、新水協法第四十四条第一項(新

三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第一条第一項第一号

へ

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三十四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「及び水産加工業協同組合」を削り、「第十一條第一項第二号又は」を

「第十一條第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。第十九條第一項第三号、第三十

四條第二項、第三十六條第一項及び第二項並び

に第四十五條第一項において同じ)、漁業協同組合連合会(同法第八十七條第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。第三十四條第

二項、第三十六條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項において同じ)、水産加工業協同組合(同法)に改め、「並びに漁業協同組合連合会」及び「第八十七條第一項第一号又は」を削る。

第十九條第一項第三号中「第五十五条第四項」

を「第五十五条第七項」に改める。

外 号 (号)

組合連合会」を「漁業協同組合連合会、水産加

工業協同組合」に改め、「第五十条」の下に「同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及第一百零二項」を「テ準用スル場合ヲ含ム」を、「經営管理委員」との下に「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については理事(水産業協同組合法第三十四条の二)第三項(同法第九十二条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ組合ニ在リテハ經営管理委員」とを加える。

第三十八条第二項第七号中「第十一條の二第一項」を「第十一條の三第一項」に改める。

第三十九條 第二項に掲げる法律の規定中「第十一條

(資産の流動化に関する法律等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号、第八十七條第一項第一号」を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に、「第十一條第三項第六号、第八十七條第四項第六号」を「第十一條第一項第六号又は第九号」に、「第十一條第三項第六号、第八十七條第二項第八号又は第九十七条第三項第八号」に改める。

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項第一号」を「第八十七條第一項第四号」に改める。

第三十七条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九條 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九條 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九條 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第三十六条 持続的養殖生産確保法(平成十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正す

る。

第六条第二項中「第十五条の二第四項」を「第十一條の二第四項」に改め、同条第三項中「第十

五条の二第五項」を「第十一條の二第五項」に改める。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十七条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九條 第二項に掲げる法律の規定中「第十一條

(資産の流動化に関する法律等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号、第八十七條第一項第一号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同項第二号中「第八十七

号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項第一号」を「第八十七

号」に改める。

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同項第二号中「第八十七

号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項第一号」を「第八十七

号」に改める。

第三十七条 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号中「第十一條第一項第三号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七

号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項第一号」を「第八十七

号」に改める。

第三十八条 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号中「第十一條第一項第四号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七

号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項第一号」を「第八十七

号」に改める。

第三十九條 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号中「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七

号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項第一号」を「第八十七

号」に改める。

第四十条 次に掲げる法律の規定中「第十一條

第一項第一号中「第十一條第一項第六号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七

号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項第一号」を「第八十七

号」に改める。

関する法律」に改める。

審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月十八日

農林水産委員長 常田 享詳
参議院議長 井上 松殿

要領書

農林水産委員長 常田 享詳

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月十八日

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

右

本法施行のため、特に費用を要しない。

国会に提出する。

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

は同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第百」十五条の四第一項第二号」を「第百」十五条の三第一項第二号」に改め、「及び養殖施設及び「及び當該共済契約に係る共済目的たる養殖施設」を削り、「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「漁具に」を「養殖施設及び漁具」に改め、同条第二項中に掲げる組合員については同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第百」十五条の四第一項第二号」を「第百」十五条の三第一項第二号」に改める。

第八十九条第一項中「共済目的たる」の下に「養殖施設若しくは」を加える。

第九十条第一項中「共済目的たる」の下に「養殖施設若しくは」を加え、同条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第九十一条第一項中「向つて」を「向かつて」に改め、同条第四項中「に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第百」十五条の四第一項第二号」を「第百」十五条の三第一項第二号」に改め、「二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第百五条第一項中「種目」として「対象とする漁業の種類に応じ」に改め、同項第一号中「種目の」を削り、同号イ及びロ中「種目に係る」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第三号に掲げる漁業に」を「前条第一号に掲げる漁業に」に改め、「種目の」を削り、同号イ中「種目に係る」を削り、同号ロ中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、「で第百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものの三分の一以上の者」を削り、「場合」の下に「であつて、その組合員の直接の構成員で総トン数一トン以上の動力漁船により當該区分に係る漁業を営む者のうち同号に掲げる漁業を営む日数が一年を通じて九十日(当該区域につき、九十日を超えて百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数)を超える

号口」を「第一百五条第一項第一号口」に、「特定第三号漁業者」を「特定第二号漁業者」に、「第一百四条第三号口」を「第一百四条第一号」に改め、「種目」の削除により、「第十八項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第三号口に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第二号口又は第三号口に」に、「特定第二号口」に改め、「第一項又は」を削り、「第一百四条第二号又は第三号」を「第一百四条第一号」に改め、「種目」を削除、「同項」を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「種目」を削り、「第一百四条第一号又は第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目」の削除により、「同項第一号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第一百四条第一号又は第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目」を削り、「第三項」を「第一百四条第二号」に改め、「種目」の削除により、「同項第一号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」、「又は第三項」及び「又は特定第二号漁業者」を削り、「同項」を同条第五項とし、同条第六項中「若しくは第三項」、「又は第三項」、「又は第三項」を削り、「同項」を同条第五項とし、同条第八項を「第一百八条」とする。

令で定める種類のものに係る漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて包括継続申込特約をすることができる。

前項の包括継続申込特約は、その締結される共済契約(以下「この条において「当初契約」とい

う)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済

契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種

類が同一であるもの(以下「同一の条」において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの

継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の上乗限額（二十一・二円）を、第一回（三三五）一回

共済限度額に対する割合 第百三十三条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法並びに共

であるものとして、それぞれ、当該申込期間の
済限度額又は単位共済限度額が当初契約と同一

終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

前項の特約に係る共済限度額又は単位共済限度額については、第一百十一条第一項又は第二項

の規定は、適用しない。
継続契約の締結についての第八十一条第一項

の規定の適用については、同項中「当該共済契約について、これを締結するとすればその共済契約に係る負担、達道や皆力直切、達道直切又

支那に依る漁業
漁死水産動植物
養殖試験又
は漁具につき共済事故の発生する見込みが確實
であること、その他当該共済契約」とあるの

は、「当該共済契約」とする。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

するものであるときを除く。)は、その効力を失う。

第一百五十五条第一項中「及び養殖施設」を削り、同第二項中「養殖水産動植物にあつてはその」及び

養殖施設にあつてはその供用中における損壊農林水産省令で定める程度のものに限る。)、減

及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令
定める事故を削る。

「第二十一条第四項を削り、同項第五項中又は「繁殖施設」を削り、同項を同条第四項とし、同条

(共済事故としない旨の申出)

の者が営む養殖業に係る養殖水産動植物の管理の条件又は方法が当該養殖水産動植物の疾病的

予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するときは、共済目的

の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、第一百十五条第二項の共済事

故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

共済契約においては、第百十五条第一項の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出

に係るものと共済事故としないものとする。

養殖共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところによ

り、共済契約で定める金額とする。

に、「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の二項を加える。

3 養殖共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、当該支払に係る共済事故が発生した時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

4 養殖共済の共済金額が当該共済契約に係る共済目的である養殖水産動植物の追加により増加したときは、被共済者は、共済責任期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、組合に対しその増加の割合の範囲内で養殖共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該被共済者は、農林水産省令で定めるところにより、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に對する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合が当該被共済者から当該共済掛金の支払 第八十二条第二項の規定により分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

五百二十二条第一項中「及び養殖施設」と「及び又は養殖施設(当該共済責任期間中に附加されるものを含む)」を削り、同条第二項中「養殖水産動植物についての」を削り、同条第三項を削る。

五百二十二条第一項中「共済目的となる養殖水産動植物又は養殖施設、当該養殖業を「対象とする養殖業」に改め、同条第二項中「、養殖水産動植物」を「共済金額の共済金額に対する」に改め、同物又は養殖施設の種類」を削る。

五百二十四条第一項中「養殖水産動植物に係る」を削り、「当該共済契約に係る第五百二十二条第一項の」を「共済金額の共済金額に対する」に改め、同

条第一項第一号中「当該共済契約に係る第百二十一条第一項の」を「共済金額の共済価額に対する」に改め、同項第一号中「第六項」を「第五項」に、「当該共済契約に係る第百二十一条第一項の」を「共済金額の共済価額に対する」に改め、同条第三項中「養殖水産動植物に係る」を削り、同条第四項中「養殖水産動植物に係る」を削り、「当該共済契約に係る第百二十一条第一項の」を「共済金額に対する」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項及び前項」を「第一項」に改め、「(養殖施設については、農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整を施した数量)」を削り、同項を同条第五項とする。

第二百二十四条の二第一項中「当該共済契約に係る第百二十一条第一項の」を「共済金額の共済価額に対する」に改め、同条第一項中「第一項の」を「(第一項の)」を「共済金額の共済価額に対する」に改め、同条第三項及び第四項中「に係る第百二十一条第一項の」を「の共済金額の共済価額に対する」に改め、第百二十五条の三を削り、第百二十五条の四を第二十五条の四とする。

第二百二十五条の六の前の見出しを削り、同条を第二百二十五条の五とし、同条に見出しとして「(共済契約の締結の制限)」を付する。

第二百二十五条の七を削る。

第二百二十五条の八第一項中「第二百二十五条の四」とし、第二百二十五条の五を第二百二十五条の四とする。

第二百二十五条の六の前とし、同条を第二百二十五条の五とし、同条に見出しとして「(共済契約の締結の制限)」を付する。

第二百二十五条の八第一項中「第二百二十五条の四」とし、同条を第二百二十五条の五とし、同条に見出しとして「(共済契約の締結の制限)」を付する。

第一項の規定による届出をしてこの法律による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項に規定する遊漁船業を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間(当該期間内に新法第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新法第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き遊漁船業を営むことができる場合においては、その者をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた遊漁船業者とみなして、新法第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項、第二十条並びに第二十四条の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)を適用する。(罰則に関する経過措置)

第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第二章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年四月十八日

参議院議長 井上 裕殿
財政金融委員長 山下八洲夫

参議院議長 井上 裕殿

平成十四年四月十一日

衆議院議長 締貫 民輔

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施、組織犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律

第五十四条及び第五十五条の規定による届出等の実効性の確保並びに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等が金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図るものであり、おおむね妥当な措置と認める。

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

二、銀行

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

三、信用金庫

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

四、労働金庫

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

五、労働金庫連合会

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

六、信用協同組合

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

七 信用協同組合連合会
八 農業協同組合

九 農業協同組合連合会
十 漁業協同組合
十一 漁業協同組合連合会
十二 水産加工業協同組合
十三 水産加工業協同組合連合会
十四 農林中央金庫
十五 商工組合中央金庫
十六 保険会社
十七 保険業法(平成七年法律第百五号)第一条第十七項に規定する外国保険会社等
十八 証券会社
十九 外國証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第一条第二号に規定する外国証券会社
二十 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第二十五項に規定する証券金融会社
二十一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十号)第二条第二十号に規定する証券金融会社
二十二 共済水産業協同組合連合会
二十三 信託会社
二十四 無尽会社
二十五 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百四十四号)第一条第一項に規定する抵当証券業者
二十六 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者
二十七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律

法律(平成四年法律第七十七号)第二条第八項に規定する小口債権販売業者(同法第六、十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。)

二十八 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者

二十九 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業者

三十 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの

三十一 主として住宅(住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。)の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの

三十二 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二百一十六条第三項に規定する商品取引員

三十三 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十一項に規定する金融先物取引業者

三十四 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第二条第一項に規定する保管振替機関

三十五 株券等の保管及び振替に関する法律第二条第三項に規定する参加者(前各号に掲げる者を除く。)

三十六 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第三項に規定する振替機関

三十七 前各号に掲げるもののほか、本邦において両替業務として外国通貨(本邦通貨以外の通貨をいう。)又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者

三十八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める者

(本人確認義務等)

三十九 金融機関等は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者(以下「顧客等」という。)

三十の間で、金融に関する業務その他政令で定められた業務(以下「金融等業務」という。)のうち預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引(以下「預貯金契約の締結等の取引」という。)を行つては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次各号に掲げる顧客等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行ななければならぬ。

一 自然人 氏名、住居及び生年月日

二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 第三条、第四条及び前条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金の業務その他の政令で定める業務(以下この条において「郵便貯金等業務」という。)のうち郵便貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引について準用し、第五条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金等業務に係る取引について準用する。

四 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等に対しても、顧客等又は代表者等の取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

五 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

(本人確認記録の作成義務等)

六 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として主務省令で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

七 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、直ちに、主務省令で定める方法により、本人確認記録の作成義務等)を行なわなければならぬ。

八 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、直ちに、主務省令で定める方法により、本人確認記録の作成義務等)を行なわなければならぬ。

九 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、直ちに、主務省令で定める方法により、本人確認記録の作成義務等)を行なわなければならぬ。

十 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、直ちに、主務省令で定める方法により、本人確認記録の作成義務等)を行なわなければならぬ。

認を行わなければならない。

三 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものために当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

四 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

五 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

六 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

七 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

八 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

九 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

十 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、当該金融機関等が本人確認を行つた場合に本人特定事項を偽つてはならない。

2 金融機関等は、取引記録を、当該取引の行われた日から七年間保存しなければならない。

(金融機関等の免責)

第六条 金融機関等は、顧客等又は代表者等が預貯金契約の締結等の取引を行つ際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該預貯金契約の締結等の取引に係る義務の履行を拒むことができる。

(郵政官署への準用)

第七条 第三条、第四条及び前条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金の業務その他の政令で定める業務(以下この条において「郵便貯金等業務」という。)のうち郵便貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引について準用し、第五条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金等業務に係る取引について準用する。

(立入検査)

第八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、金融機関等に対しその業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第九条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関等の営業所その他施設に立ち入りさせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

第十条 行政庁は、金融機関等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十二条 行政庁は、金融機関等がその業務に関し

(号外)

て第三条第一項から第三項まで、第四条又は第五条の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関等に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべき」と命ずることができる。

(関係行政庁の協力)

第十二条 関係行政庁は、この法律の規定の実施について、相互に協力するものとする。

(主務省令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関する経過措置を含む。を定めることができる。(主管行政庁等)

第十五条 この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める行政庁とする。

一 第二条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第二十一号まで、第二十ニ号から第二十五号まで、第二十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣

二 第二条第四号及び第五号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第九十八条第一項に規定する行政

四 第一条第十号から第十三号まで及び第二十ニ号に掲げる金融機関等 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)第百二十一条第一項に規定する行政庁

五 第二条第十四号に掲げる金融機関等 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第十五号に掲げる金融機関等 経済産業大臣及び財務大臣

七 第二条第十六号に掲げる金融機関等 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第四十一条第一項に規定する主務大臣

八 第二条第二十七号に掲げる金融機関等 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

九 第二条第二十八号に掲げる金融機関等 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

十 第二条第三十二号に掲げる金融機関等 商品取引所法第一百四十八条第一項に規定する主務大臣

十一 第二条第三十四号から第三十六号までに掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び法務大臣

十二 第二条第三十七号に掲げる金融機関等 財務大臣

十三 第二条第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者が同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)を行う場合には、当該行為に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

四 第一条第十号から第十三号まで及び第二十ニ号に掲げる金融機関等 水産加工業協同組合の事業を行う水産加工業協同組合

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

(罰則)

第十五条 第十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第十八号、第十九号及び第三十三号に掲げる金融機関等による行為

二 第二項に規定する行為

三 第二条第三十二号に規定する主務大臣が行うこととすることにより、都道府県知事が政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととができる。

四 第二条第三十四号から第三十六号までに規定する主務大臣が行うこととされるとされている事務を除く。の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととができる。

五 第二項から前項までに規定するもののほか、第八条から第十条までの規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

六 第二項から前項までに規定するもののほか、第八条から第十条までの規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

七 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

八 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

(証券取引法の準用)

第十九条 証券取引法第九章の規定は、第十四条第四項各号に掲げる行為に係る第十七条及び前

条第三号に規定する罪の事件について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の政令への委任)

第一条 この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第号)

この法律の規定により都道府県が処理することとされる事務のうち次に掲げる者に係るもの

- 一 農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 二 漁業協同組合法第十二条第一項第四号の事業を行なう漁業協同組合
- 三 行う水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行なう水産業協同組合連合会
- 四 行う水産加工業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合連合会
- 五 行う水産業協同組合法第九十七条第一項第一号の事業を行なう水産業協同組合連合会

(金融庁設置法の一部改正)

第四条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)」を、「金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第号)」に改める。

第二十条第一項中「又は金融先物取引法」を「金融先物取引法又は金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に改める。

投票者氏名	
阿南	一成君
愛知	治郎君
荒井	正吾君
有村	治子君
市川	一朗君
岩城	光英君
上杉	光弘君
魚住	汎美君
尾辻	秀久君
太田	豊秋君
大仁田	厚君
扇	千景君

森山	義雄君	中川	月原	小林	倉田	木村	狩野	加治屋義人君
中曾根	弘文君	中島	常田	近藤	沓掛	久世	紀文君	吉田時男君
仲道	俊哉君	中原	段本	佐藤	仁君	公堯君	武昭君	河本英典君
西銘順志郎君	義雄君	西田	伊達	近藤	木村	木村	武昭君	景山俊太郎君
野沢	太三君	野間	田浦	昭郎君	久世	久世	武昭君	北岡秀二君
服部	二郎君	西	伊達	剛君	公堯君	公堯君	武昭君	金田勝年君
基之君	芳正君	中島	茂皓君	泰三君	久世	久世	武昭君	河本恒一君
溝手	顯正君	中原	常田	十朗君	公堯君	公堯君	武昭君	久野恒一君
森下	博之君	西	伊達	祥肇君	久世	久世	武昭君	国井正幸君

矢野	真人君	中島	常田	段本	伊達	茂皓君	木村	狩野	加治屋義人君
森田	爽君	中原	段本	伊達	忠一君	忠一君	久世	吉田一太君	吉田一太君
哲朗君	喜也君	西	伊達	敬三君	直君	直君	久世	吉田一太君	吉田一太君
次夫君	信也君	中島	常田	常田	常田	常田	久世	吉田一太君	吉田一太君
大仁田	浩美君	中原	段本	段本	常田	常田	久世	吉田一太君	吉田一太君
大野つや子君	清子君	西	伊達	常田	常田	常田	久世	吉田一太君	吉田一太君
大島	慶久君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
小野	公成君	中原	段本	伊達	忠一君	忠一君	久世	吉田一太君	吉田一太君
入澤	入澤君	西	伊達	常田	常田	常田	久世	吉田一太君	吉田一太君
岩永	岩永君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君

荒木	清寛君	中島	常田	段本	伊達	忠一君	木村	狩野	加治屋義人君
若林	秀樹君	中原	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
山本	孝史君	西	伊達	常田	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
山下	八洲夫君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
柳井	峰崎君	中原	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
峰崎	峰崎君	西	伊達	常田	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
堀	利和君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
長谷川	清君	中原	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
廣中	和歌子君	西	伊達	常田	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
藤井	俊男君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君

魚住	裕一郎君	中島	常田	段本	伊達	伊達	木村	狩野	加治屋義人君
溝手	溝手君	中原	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
松村	龍二君	西	伊達	常田	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
松谷蒼	一郎君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
眞鍋	賢二君	中原	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
藤井	基之君	西	伊達	常田	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
野沢	太三君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
野沢	太三君	中原	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
野沢	太三君	西	伊達	常田	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君
野沢	太三君	中島	常田	段本	伊達	伊達	久世	吉田一太君	吉田一太君

日程第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

中原
西田
吉宏君

仲道俊哉君

長谷川 清君

平田 健二君
福山 哲郎君

成者氏名	二〇三名	成者氏名	二〇三名
阿南 一成君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	泉 信也君	市川 一朗君
入澤 驚君	岩城 光英君	上野 浩美君	岩城 光英君
岩水 岩水	上杉 光弘君	小野 清子君	大島 慶久君
扇 大仁田	鰐住 況英君	大仁田 厚君	太田 豊秋君
千景君 加藤 紀文君	鰐住 況英君	柏村 武昭君	金田 勝年君
狩野 安君	鰐住 況英君	龜井 郁夫君	河本 英典君
柏村 久世	鰐住 況英君	木村 仁君	北岡 秀二君
鰐住 公堯君	佐藤 博子君	久野 恒一君	佐藤 泰三君
佐藤 近藤	後藤 刷掛	佐々木知子君	佐藤 泰三君
昭郎君 哲男君	博子君	小泉 顯雄君	斎藤 十朗君
小齊平敏文君	後藤 刷掛	小林 温君	清水 達雄君
斎藤 滋宣君	昭郎君	鴻池 祥智君	達雄君
山東 陣内	佐藤 刷掛	斎藤 祥智君	田村 政二君
田浦 孝雄君	佐藤 刷掛	佐々木知子君	田村 公平君
伊達 忠一君	佐藤 刷掛	佐々木知子君	竹山 裕君
武見 敬三君	佐藤 刷掛	佐々木知子君	中川 秀善君
常田 幸男君	佐藤 刷掛	佐々木知子君	中川 義雄君
中島 享詳君	佐藤 刷掛	佐々木知子君	中曾根弘文君

中原 西田 野上浩太郎君 吉宏君 爽君
 林 野間 起君 保坂 三藏君 芳正君
 沟手 添要一君 松村 龍二君 森下 顯正君
 森山 博之君 山内 裕君 森山 博之君
 山崎 吉田 傑天君 海野 昭君 今泉 昭君
 朝日 池口 徹君 俊弘君 優弘君 正昭君
 池口 修次君 博美君 勝夫君 孟紀君
 川橋 岡崎トミ子君 敏夫君 神代君
 郡司 小川 幸子君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
 横井 小宮山洋子君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
 鈴木 千秋君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
 高橋 谷林 正昭君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
 角田 直嶋 正行君 義一君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君

仲道 俊哉君 西銘順志郎君 野沢 太三君 服部三男雄君 藤井 基之君 真鍋 賢二君 松山 岩夫君 松田 政司君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山本 一大君 吉村剛太郎君 伊藤 基隆君 今井 澄君 江田 小川 岩本 大塚 岩本 神本美恵子君 北澤 俊美君 小林 與石 東君 佐藤 齊藤 横葉賀津也君 高嶋 博之君 谷 効君 道夫君 千葉 景子君 辻 泰弘君 内藤 正光君 羽田雄一郎君

長谷川	清君	廣中和歌子君
藤井	俊男君	利和君
堀	進君	孝治君
篠瀬		
松井		
山下	八洲夫君	山本
山本		孝史君
若林		秀樹君
荒木		清寛君
加藤	修一君	草川
高野		昭二君
鶴岡		浜田卓一郎君
沢	たまき君	日笠
		勝之君
		福本
		潤一君
		森本
		晁司君
		山下
		山下
		山本
		井上
		市田
		緒方
		井上
		山本
		山本
		林
		富樫
		小泉
		紙
		吉川
		宮本
		吉川
		島袋
		平野
		貞夫君
		宗康君
		君枝君
		紀子君
		岳志君
		春子君

平田 健二君
藤原 正司君
本田 良一君子
円 より子君
柳田 椎君
円 より子君
山根 隆治君
和田ひろ子君
魚住裕 一郎君
風間 祂君
藁科 満治君
木庭健太郎君
白浜 一良君
遠山 清彦君
繞 訓弘君
速山 あきら君
浜四津敏子君
弘友 和夫君
松 孝男君
山本 香苗君
渡辺 美代君
井上 恵美君
岩佐 辰美君
大沢 晃君
小池 晃君
西山登紀子君
筆坂 秀世君
吉岡 吉典君
岩本 荘太君
西岡 武夫君
平野 達男君

官 報 (号 外)

平成十四年四月二十二日

參議院會議錄第十九號

投票者氏名

反対者氏名	日程第三　鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律案(内閣提出)
佐々木知子君	広野ただし君
佐々木知子君	山本正和君
鴻池祥鑑君	大田昌秀君
小林温君	福島瑞穂君
北岡秀一君	椎名素夫君
久野恒一君	本岡昭次君
河本英典君	田嶋陽子君
金田勝年君	又市征治君
柏村武昭君	中村敦夫君
狩野安君	阿南一成君
大仁田厚君	阿部正俊君
扇千景君	青木幹雄君
加藤紀文君	有馬朗人君
狩野安君	市川一朗君
大仁田厚君	岩城光英君
小野清子君	上杉光弘君
上野公成君	魚住汎英君
大仁田厚君	太田慶久君
扇千景君	加納時男君
加藤紀文君	景山俊太郎君
大仁田厚君	片山虎之助君
小野清子君	亀井郁夫君
大仁田厚君	木村仁君
佐藤近藤剛君	久世公義君
佐藤昭郎君	杏掛哲男君
佐藤博子君	小斎平敏文君

興石	東君	佐藤 齋藤	勤君
高嶋	良充君	櫻井 樹葉賀津也君	佐藤 道夫君
谷 千葉	博之君	谷 千葉	高橋 勤君
辻 景子君	泰弘君	辻 景子君	鈴木 櫻井
内藤 正光君	羽田雄一郎君	内藤 正光君	谷林 高橋
平田 健二君	藤原 正司君	平田 健二君	谷林 正昭君
福山 哲郎君	本田 良一君	福山 哲郎君	角田 千秋君
円 より子君	柳田 稔君	円 より子君	直嶋 兼君
薬科 満治君	和田ひろ子君	薬科 満治君	谷林 正行君
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	堀 広中
遠山 統	山根 隆治君	遠山 統	和歌子君
白浜 一良君	和田ひろ子君	白浜 一良君	角田 義一君
浜四津敏子君	柳田 稔君	浜四津敏子君	千秋君
山本 香苗君	鶴岡 昭三君	山本 香苗君	佐藤 雄平君
渡辺 宗康君	訓弘君	山本 香苗君	佐藤 泰介君
島袋 孝男君	高野 博師君	山本 香苗君	佐藤 雄平君
平野 貞夫君	加藤 修一君	山本 香苗君	充君
	若林 孝史君	山本 香苗君	
	荒木 清寛君	山下八洲夫君	
	沢 たまき君	山本 香苗君	
	日笠 勝之君	山本 香苗君	
	浜田卓二郎君	山本 香苗君	
	福本 潤一君	山本 香苗君	
	森本 晃司君	山本 香苗君	
	山下 栄一君	山本 香苗君	
	岩本 庄太君	山本 香苗君	
	武夫君	山本 香苗君	
	達男君	山本 香苗君	

賛成者氏名	反対者氏名	
	井上 哲士君	井上 美代君
阿南 一成君	市田 忠義君	岩佐 恵美君
愛知 治郎君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
荒井 正吾君	小泉 紙智子君	小池 晃君
泉 信也君	富樫 練三君	西山登紀子君
入澤 肇君	畠野 君枝君	八田ひろ子君
岩永 浩美君	宮本 紀子君	吉岡 秀世君
上野 公成君	吉川 春子君	筆坂 吉典君
小野 厚君	山本 正和君	高橋紀世子君
大仁田 千景君	中村 敦夫君	阿部 正俊君
二三名		
二〇七名		
日程第四 特定機器に係る適合性評価の歐州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		

平成十四年四月二十二日

參議院會議錄第十九號

投票者氏名

月原	中川義雄君	中曾根弘文君	中原	常田
仲道	俊哉君	西銘順志郎君	西田	中原真人君
野沢	太三君	服部三男雄君	野上浩太郎君	享詳君
藤井	基之君	真鍋貢二君	芳正君	爽君
溝手	松谷蒼一郎君	松村龍二君	外添	要一君
森山	山崎博之君	山内俊夫君	松田	岩夫君
森山	吉田裕君	森下正昭君	松山	政司君
山崎	浅尾慶一郎君	今井基隆君	宮崎	秀樹君
山崎	山崎正昭君	岩本澄君	森田	次夫君
山崎	矢野哲朗君	伊藤博美君	山崎	力君
山崎	山本一大君	伊藤基隆君	森田	修次君
山崎	朝日俊弘君	江田五月君	今泉海野	徴君
山崎	吉村剛太郎君	小川勝也君	池口昭君	幸子君
山崎	小川敏夫君	大塚耕平君	今泉孟紀君	泰介君
山崎	岡崎トミ子君	神本美恵子君	江本江本	雄平君
山崎	佐藤彰君	北澤俊美君	佐藤郡司	充君
山崎	佐藤幸子君	小林元君	川橋小宮山洋子君	實君
高嶋	谷良充君	齋藤勁君	佐藤櫻井	鈴木高橋
高嶋	棟葉賀津也君	佐藤道夫君	佐藤泰介君	千秋君
高嶋	高嶋勤君	佐藤東君	佐藤雄平君	正昭君

辻 千葉	内藤 景子君
羽田雄一郎君	正光君
福山 哲郎君	平田 健二君
藤原 正司君	本田 良一君
円 より子君	柳田 稔君
山根 隆治君	和田ひろ子君
魚住裕一郎君	薬科 満治君
風間 祖君	木庭健太郎君
白浜 一良君	弘友 和夫君
松 あきら君	訓弘君
遠山 清彦君	山口那津男君
浜四津敏子君	井上 孝男君
岩佐 美代君	山本 香苗君
大沢 辰美君	渡辺 孝男君
小池 晃君	井上 美代君
西山登紀子君	岩佐 恵美君
八田ひろ子君	大門実紀史君
筆坂 秀世君	西山登紀子君

角田直嶋・義一君
長谷川清君
廣中和歌子君
藤井俊男君
堀利和君
松井孝治君
篠瀬進君
山下八洲夫君
山本孝史君
若林秀樹君
荒木清寛君
加藤修一君
草川昭三君
沢たまき君
高野博師君
鶴岡洋君
浜田卓一郎君
日笠勝之君
福本潤一君
森本晃司君
山下栄一君
山本保君
井上哲士君
市田忠義君
緒方靖夫君
福本潤一君
君枝君智子君
小泉親司君
畠野富権練三君
宮本岳志君紀子君

吉川	春子君	島袋	西岡	平野	達男君	武太君	宗康君	滿壽男君	松岡	雅子君	大脇	田嶋	陽子君	潤上	貞雄君	椎名	本岡	昭次君
阿部	正俊君	有馬	朗人君	市川	一朗君	岩城	光英君	上杉	光弘君	大島	慶久君	太田	豊秋君	魚住	汎英君	有馬	幹雄君	青木
沓掛	哲男君	久世	仁君	木村	郁夫君	龜井	景山俊太郎君	加納	時男君	義人君	加治屋	片山虎之助君	仁	時	景山俊太郎君	加納	時男君	久世
沓掛	哲男君	久世	仁君	木村	郁夫君	龜井	景山俊太郎君	加納	時男君	義人君	加治屋	片山虎之助君	仁	時	景山俊太郎君	加納	時男君	久世

小泉	顯雄君	鴻池	祥鑒君	佐々木知子君	佐藤	泰三君	十朗君	清水	達雄君	田村	竹山	鈴木	政二君	公平君	裕君	秀善君	茂皓君	義雄君	月原	中川	中川	月原	谷川	竹山	鈴木	田村	清水	佐藤	小泉	
江田	五月君	基隆君	澄君	司君	伊藤	今井	岩本	吉田	正昭君	俊夫君	山崎	森山	溝手	松村	龍一君	裕君	顯正君	博之君	松谷蒼一郎君	仲道	俊哉君	西銘順志郎君	太三君	野沢	太三君	服部三男雄君	藤井基之君	真鍋賢一君	藤井基之君	江田
佐藤	十朗君	清水	達雄君	田村	竹山	鈴木	政二君	公平君	裕君	秀善君	茂皓君	義雄君	月原	中川	中川	月原	谷川	竹山	鈴木	田村	清水	佐藤	小泉	江田	佐藤	佐々木知子君	佐藤	小泉		
佐々木知子君	佐藤	泰三君	十朗君	清水	達雄君	田村	竹山	鈴木	政二君	公平君	裕君	秀善君	茂皓君	義雄君	月原	中川	中川	月原	谷川	竹山	鈴木	田村	清水	佐藤	小泉	江田	佐藤	佐々木知子君	佐藤	小泉
小泉	顯雄君	鴻池	祥鑒君	佐々木知子君	佐藤	泰三君	十朗君	清水	達雄君	田村	竹山	鈴木	政二君	公平君	裕君	秀善君	茂皓君	義雄君	月原	中川	中川	月原	谷川	竹山	鈴木	田村	清水	佐藤	小泉	

小斎平敏文君
後藤剛君 博子君
近藤佐藤昭郎君
斎藤田浦昭子君
陣内伊達滋宣君
田浦伊達忠一君
陣内常田武見敬三君
陣内中島孝雄君
陣内西田吉宏君
中原野間幸男君
中島眞人君
中島爽君
西田芳正君
中原要君
西田要君
西田坂
西田添
西田松
西田松
西田宮
西田森
西田矢
西田山
西田吉
池口哲
今泉力
海野次
江本大
孟紀君

平成十四年四月二十二日

參議院會議錄第十九號 投票者氏名

大塚	小川	北澤	神本	美恵子君
勝也君	耕平君	奥石	俊美君	
小林	元君	佐藤	道夫君	
東君	勤君	齊藤	高嶋	良充君
		樺葉賀津也君	辻	千葉
			景子君	景子君
			泰弘君	羽田雄一郎君
			正光君	平田健二君
			哲郎君	藤原正司君
			円 より子君	本田良一君
				和田ひろ子君
風間	木庭健太郎君	山根	柳田 榎君	藤科 満治君
遠山	白浜 一良君	魚住裕一郎君	柳田 榎君	和田ひろ子君
	訓弘君			
弘友	浜四津敏子君			
和夫君				

小川 敏夫君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君
郡司	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
櫻井 充君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
鈴木 寛君	千秋君	千秋君
谷林 正昭君	角田 義一君	角田 義一君
高橋 直嶋 正行君	長谷川 清君	長谷川 清君
堀 利和君	松井 孝治君	松井 孝治君
塙瀬 進君	広中和歌子君	広中和歌子君
藤井 俊君	山下八洲夫君	山下八洲夫君
若林 秀樹君	山本 孝史君	山本 孝史君
荒木 清寛君	加藤 修一君	加藤 修一君
沢 たまき君	草川 昭三君	草川 昭三君
日笠 勝之君	鶴岡 洋君	浜田卓一郎君
福本 潤一君		

賛成者氏名	反対者氏名
正吾君	吉川 春子君
阿南 一成君	宮本 宮
愛知 治郎君	吉川 純子君
荒井	吉川 春子君
有馬 朗人君	吉岡 吉典君
阿部 青木 幹雄君	筆坂 秀世君
森本 晃司君	西山登紀子君
山下 栄一君	八田ひろ子君
山本 保君	大門実紀史君
岩本 莊太君	小池 晃君
高橋紀世子君	辰美君
平野 康次君	大沢 恵美君
西岡 武夫君	岩佐 恵美君
渡辺 孝男君	又市 征治君
島袋 宗康君	中村 敦夫君
平野 達男君	大田 昌秀君
松岡滿壽男君	福島 瑞穂君
大脇 雅子君	山本 正和君
田嶋 陽子君	山本 貞夫君
渕上 貞雄君	廣野ただし君
椎名 素夫君	高橋紀世子君
本岡 昭次君	平野 貞夫君
井上 哲士君	山本 正和君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖大君	又市 征治君
紙 小泉 智子君	中村 敦夫君
富樫 煙野 練三君	大田 昌秀君
君枝君 紀子君	福島 瑞穂君
林 岳志君	山本 正和君
吉川	廣野ただし君

松村 蒼一郎君
溝手 顯正君
森下 博之君
森山 龍二君
山崎 正昭君
吉田 俊夫君
伊藤 裕君
浅尾慶一郎君
基隆君
伊藤 今井 澄君
岩本 司君
江田 五月君
小川 勝也君
大塚 耕平君
北澤 元君
神本 美恵子君
恵津也君
佐藤 道夫君
斎藤 勲君
高嶋 博之君
谷 千葉 泰弘君
辻 内藤 正光君
千葉 景子君
羽田雄一郎君
平田 健二君
本田 良一君
藤原 哲郎君
福山 正司君

松田	松山	宮崎	森田	山本	岩大君	舛添要一
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	秀樹山本	一大太君	一大太君	政司君	
朝日俊弘君	朝日俊弘君	哲朗君	力君	次夫君	次夫君	
今泉海野	今泉海野	修次君	昭君	昭君	昭君	
江本	小川	敏大君	孟紀君	孟紀君	孟紀君	
郡司	郡司	彰君	幸子君	幸子君	幸子君	
小宮山洋子君	岡崎トミ子君	雄平君	千秋君	千秋君	千秋君	
佐藤	佐藤	泰介君	充君	充君	充君	
高橋	鈴木	谷林	佐藤	佐藤	佐藤	
角田	直嶋	正昭君	千秋君	千秋君	千秋君	
松井	堀	義君	君	君	君	
藤井	藤井	正行君	マルテイ君	マルテイ君	マルテイ君	
広中和歌子君	長谷川俊男君	利和君	利和君	利和君	利和君	

官 報 (号 外)

円 より子君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
薬料 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 親君	高野 博師君
白浜 一良君	鶴岡 洋君
木庭健太郎君	浜四津敏子君
白浜 続	沢 たまき君
遠山 訓弘君	高野 博師君
日笠 勝之君	鶴岡 洋君
松 あきら君	浜四津敏子君
山口那津男君	沢 たまき君
山本 香苗君	高野 博師君
井上 美代君	鶴岡 洋君
岩佐 恵美君	浜四津敏子君
渡辺 孝男君	沢 たまき君
大沢 辰美君	高野 博師君
小池 晃君	鶴岡 洋君
大門実紀史君	浜四津敏子君
西山登紀子君	沢 たまき君
八田ひろ子君	高野 博師君
筆坂 秀世君	鶴岡 洋君
吉岡 吉典君	浜四津敏子君
岩本 荘太君	沢 たまき君
高橋紀世子君	高野 博師君
平野 貞夫君	鶴岡 洋君
広野ただし君	浜四津敏子君
山本 正和君	沢 たまき君
本岡 昭次君	高野 博師君
椎名 素夫君	鶴岡 洋君
松岡滿壽男君	浜四津敏子君
平野	高野 博師君
西岡	鶴岡 洋君
島袋	浜四津敏子君
吉川	高野 博師君
宮本	鶴岡 洋君
林	浜四津敏子君
富樫	高野 博師君
畠野	鶴岡 洋君
小泉	浜四津敏子君
緒方	高野 博師君
市田	鶴岡 洋君
山本	浜四津敏子君
井上	高野 博師君
森本	鶴岡 洋君
山下	浜四津敏子君
弘友	高野 博師君
和夫君	鶴岡 洋君
森本	浜四津敏子君
山下	高野 博師君
保君	鶴岡 洋君
山本	浜四津敏子君
井上	高野 博師君
哲士君	鶴岡 洋君
忠義君	浜四津敏子君
靖夫君	高野 博師君
智子君	鶴岡 洋君
親司君	浜四津敏子君
君枝君	高野 博師君
練三君	鶴岡 洋君
岳志君	浜四津敏子君
春子君	高野 博師君
宗康君	鶴岡 洋君
武夫君	浜四津敏子君

米のカドミウム汚染に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

出す。平成十四年三月一十七日

平成十四年三月二十七日

參議院議長 井上 裕殿 中村 朝夫

參議院議長 井上 祐鳳

米のカドミウム汚染に関する質問主意書

現在、食品の国際規格を定めようとする国際機

関「コーデックス委員会」が、カドミウムの摂取基

準を定めようとしており、食品からのカドミウム

摂取に対して国内外の関心が高まっている。特

に、日本においては、主食である米のカドミウム汚染が最も心配されているところである。

汚染が最も心配されているところである。以上の観点から、次の事項について質問する。

以上の観点から、次の事項について質問する。

なれど同様の文言が立る場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一、主食である米のカドミウム汚染について、国

民が誤った情報に基づいて判断することのない

よう、正確な情報を包み隠さず公開すべきで

あると考えるが、どうか。

二、食糧庁は、米のカドミウム汚染について調査をやってる。その調査結果について、デンマー

をしていて、その調査結果について、デンマーク政府に提出していると聞くが、事実か。

ク政府に提出していると聞くが、事実か。

三、過去五か年の米のかドミウム汚染に関する調査結果について、市町村、分析試料点数及び検

検査結果について 市町村 分析試料点数及び検

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

右質問する。
出数値をそれぞれ明らかにされたい。明らかに
できない場合は、その理由を詳細に示された
い。
平成十四年四月十九日
内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 井上 裕殿
参議院議員中村敦夫君提出米のカドミウム汚染
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員中村敦夫君提出米のカドミウム
汚染に関する質問に対する答弁書
について
米のカドミウムの含有状況に関する情報につ
いては、米の安全性と米に対する国民の安心を
確保する上でも、正確かつ積極的に公開するこ
とが重要であると考えている。
このような観点から、農林水産省において
は、毎年、米に含まれるカドミウムの調査を実
施しており、その結果、食品衛生法(昭和二十
二年法律第二百三十三号)に基づく食品・添加
物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三
百七十号)において定められている販売等が禁
止される値である一・〇ピーピーメートル以上
のカドミウムが検出された場合には、その米が収穫
された市町村名及び検出数値を公表するととも
に、一・〇ピーピーメートル未満のカドミウムが検
出された場合においても、調査対象者等から了
解を得られた限りにおいて、市町村名を公表し
ているところである。
について
国連食糧農業機関及び世界保健機関合同の食

品規格委員会(以下「コーデックス委員会」という。)では、現在、食品中のカドミウムの許容量について検討が行われているところであるが、我が国としては、これに積極的に参画しているところである。

農林水産省においては、平成九年産米及び平成十年産米を対象に実施した調査結果を基に国内産米に含まれるカドミウムの濃度別分布状況表を取りまとめ、平成十二年八月三日に、「コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会において検討資料の作成を担当することとなつたデンマーク政府に、これを提出している。

なお、当該濃度別分布状況表は、同部会にも同年七月三十一日に別途提出している。

三について

平成九年から平成十三年までに生産された米について農林水産省が実施したカドミウムの調査の結果は、別表のとおりである。

なお、別表に掲げる調査のうち、

- 1 「平成九年産米及び平成十年産米濃度分布調査」、「平成十年産米特定地域調査」、「平成十一年産米特定地域調査」及び「平成十一年産米一般地域調査」におけるカドミウムの濃度が一・〇ピーピーハム未満の米の検出対象市町村名及び検出数値
- 2 「平成十二年産米重点調査」及び「平成十三年産米重点調査」におけるカドミウムの濃度が一・〇ピーピーハム未満の米の検出数値
- 3 「平成十二年産米要請調査」及び「平成十三年産米要請調査」における調査対象市町村名及び検出数値

別表

平成九年から平成十一年までに生産された米について農林水産省が実施したカドミウムの調査の結果

調査名	分析試料点数	結果
平成九年産米特定地域調査	一・〇 ppm以上	カドミウム米が検出された市町村名及び検出数値
平成九年産米及び平成十年産米濃度分布調査	三七、二五〇	調査結果が記載された文書は、行政機関の保有する情報の公開に定める保存期間が経過した後に廃棄しており、調査結果を公表することはできない。
平成十年産米特定地域調査	九三八	秋田県協和町一・二 ppm(平成十年産米)
平成十一年産米特定地域調査	九三六	秋田県角館町一・四 ppm 福岡県入牟田市一・五 ppm
平成十一年産米一般地域調査	一、〇〇〇	秋田県鹿角市一・三 ppm、一・一 ppm 秋田県角館町一・五 ppm

注

「四一二一ヒコムジ」のカーミヤが考案された地域を对象として実施した調査である。

に、米の作付け面積五十ヘクタール当たり一点の割合で試料を採取して実施した調査である。

三 一 般 地 域 調 査』と は、米 の 種 留 農 葉 調 査 の 際 に 併 せ て 実 施 し た カ ド ミ ュ ム の 調 査 で あ る。

1 結果 重点調査

一一・〇ピーピーエム以上の検出はない。

(注) 一 「要請調査」とは、米の残留農薬調査の対象者等からカドミウムの調査の要請があつた場合に実施した調査である。

七八

報(号外)

官

(参照)

四月十九日は、会議を開くに至らなかつたが、
参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第十九号

平成十四年四月十九日

午前十時開議

第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案(内閣提出)

第三 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

官 報 (号 外)

平成十四年四月二十二日 参議院会議録第十九号

八〇

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目四四五
財務省印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体一部
配本送
三二五円
郵便
三〇〇円